

2019 年度
上智大学自己点検・評価報告書

上 智 大 学

自己点検・評価報告書 目次

基準 1	理念・目的	1
基準 2	内部質保証	5
基準 3	教育研究組織	10
基準 4	教育課程・学習成果	13
基準 5	学生の受け入れ	31
基準 6	教員・教員組織	35
基準 7	学生支援	40
基準 8	教育研究等環境	49
基準 9	社会連携・社会貢献	58
基準 10 (1)	大学運営（大学運営）	64
基準 10 (2)	大学運営（財務）	73

基準 1 理念・目的

①大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

<評価の視点>

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
- 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

現状説明

上智大学は、ローマ教皇ピオ 10 世の命を受けたカトリック修道会イエズス会によって 1913 年に設立されたが、その起源は 1549 年に日本に初めてキリスト教を伝えたイエズス会宣教師、聖フランシスコ・ザビエルの「ミヤコに大学を」という志に遡る。1549 年に鹿児島に渡来したフランシスコ・ザビエルは日本人との交わりを通して、日本人が理性的で知識欲が旺盛であり、ヨーロッパ人と対等の能力を有することを認めた。そして、文化交流・思想交流の拠点として、ヨーロッパと同様の大学を日本の首都（ミヤコ）に設立したいと、ヨーロッパへの書簡の中で繰り返し述べている。彼のこの念願は、1906 年にローマ教皇ピオ 10 世がイエズス会に東京での大学設立を要請し、1913 年に上智大学が開学したことで実現した。

爾来、本学は「キリスト教ヒューマニズム」の精神を根幹として、世界の人々とともに歩む「隣人性」と「国際性」を貫く「大学」であるという建学の理念を継承し、開学以来、教育研究を実践してきた。「キリスト教ヒューマニズム」における隣人性とは、「他者のために、他者ととともに (Men and Women for Others, with Others)」の教育精神に示されているように、他者に寄り添いながら、人類の希望と苦悩をわかち合い、世界の福祉と創造的進歩に奉仕する人を育てようとする理念である。また、「キリスト教ヒューマニズム」における「国際性」は、民族・文化・宗教などの多様性を認め合い、「対話」と「相互協力」によって、現代社会の課題解決を目指そうとする理念である。

さらに、「学校法人上智学院寄附行為」第 3 条には「この法人は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、設立母体である日本カトリックイエズス会の掲げる理念を建学の土台として、『他者のために、他者ととともに生きる人 (Men and Women for Others, with Others)』を育成するという教育精神をもって学校教育にあたることを目的とする」と、学校法人上智学院（以下、学院）の設置の目的が定められている。このイエズス会の掲げる目的に示されている精神を土台とし、上智大学の教育精神としている。

これらを踏まえ、「上智大学学則」第 2 条において、大学の目的は、「カトリシズムの精神に則り、学術の中心として、真理を探究し、広い知識と深い専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による人間形成に努め、有能な社会の先導者を育成するとともに、文化の発展と人類の福祉に寄与すること」と定めている。学部・学科ごとの教育研究上の目的及び人材養成の目的については、学士課程共通の目的のほか、各学部の設置趣旨に基づき、学部単位及び学科（複数学科設置している場合）単位で設定している。

また、大学院の目的については、「上智大学大学院学則」第 4 条において、博士課程は、

「キリスト教精神を基盤とし、専攻分野についての研究者として、自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」こと、博士前期課程及び修士課程は、「キリスト教精神を基盤とし、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な、高度の能力を養う」こと、専門職学位課程は、「キリスト教精神を基盤とし、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」ことを定めている。研究科ごとの教育研究上の目的及び人材養成の目的については、前述の修士・博士課程共通の目的のほか、各研究科の設置趣旨に基づき、研究科単位で個別に設定している。法学研究科については、法律学専攻及び専門職大学院課程の法曹養成専攻（法科大学院）を有するため、専攻単位で設定している。また、いくつかの研究科では、博士前期課程、博士後期課程の単位で目的を設定している。

学部・学科及び研究科の目的は、それぞれ大学の理念・目的を意識したものとなっており、高等教育の担い手として、独自の特徴を示している。

②大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

＜評価の視点＞

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
- 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

現状説明

本学の建学の理念は大学ホームページ、教育精神は学院ホームページ、教育理念は大学ホームページ及び学部履修要覧に公表している。

学部・学科ごとの教育研究上の目的及び人材養成の目的は、「上智大学学則」第4条に定めるとおり、各学部の設置趣旨に基づき、学部単位及び学科（複数の学科を設置している場合）単位で設定しており、大学ホームページ、学部履修要覧に公表している。

研究科ごとの教育研究上の目的及び人材養成の目的については、「上智大学大学院学則」第5条に定め、各研究科の設置趣旨に基づき、原則として博士前期課程と博士後期課程にわけず研究科全体の目的として設定しているが、いくつかの研究科では博士前期課程と博士後期課程に区分して設定している。これらは、大学ホームページ、大学院履修要綱において公表している。

2017年12月の大学ホームページの全面的なリニューアルに伴い、学部・学科、研究科ごとの研究上の目的及び人材養成の目的のページを見やすくしたことで、学内外へわかりやすく明示できるようになった。同時に、一部の学部、研究科は独自ホームページにも教育研究上の目的及び人材養成の目的を公表している。加えて、『大学案内』では受験生向けに教育研究上の目的及び人材養成の目的を「教育方針」として学科ごとにわかりやすくし、周知している。

大学構成員へ周知するための取り組みとしては、本学の教育精神の特徴やキリスト教ヒ

ューマニズムの解説等を取り上げた論稿集『叡智を生きる』を2010年度に刊行し、以来、刷を重ねつつ、毎年全新生及び新入教職員に配付してきたことが挙げられる。2016年にカトリックイエズス会を経営母体とする4つの中学高等学校と法人合併が行われるなど、状況が変わってきたこともあり、2018年度下期に新たな『叡智を生きる』を制作し、2019年度からは、新入教職員、大学・大学院・短大新生のほか、中高4校の高校1年生にも配付した。

その他、創立記念行事の中で「建学の精神に思いを起こす」「上智の理解」「帰属意識」などをコンセプトに掲げ、教職員全員参加型プログラムの実施、イエズス会教育の理解を促進するためのパンフレット『イエズス会教育Q&A』を発行したことや新入教職員研修の一環として、2018年度はFD委員会主催のプログラム「イエズス会教育の歴史的な発展と現在の特徴」を開催したことなども挙げられる。

③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

<評価の視点>

○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定基準

現状説明

本学は2013年に創立100周年を祝い、自らの歴史と今後のミッションを建学の理念に重ねて「叡智（ソフィア）が世界をつなぐ」（Sophia—Bringing the World Together）という言葉にまとめた。また、2001年5月に公表した2013年度までの中長期計画である「創立100周年（A.D. 2013）上智大学教育・研究・キャンパス再興グランド・レイアウト」を引き継ぎ、2013年7月には法人全体を包含する「学校法人上智学院 グランド・レイアウト 2.0 2014年度～2023年度」（以下、「グランド・レイアウト 2.0」）とし公表し、建学の理念と創立当初からの教育的伝統を貫き、キリスト教精神を基底とする高等教育機関として、高度な学問研究を学生に教授するとともに、全人教育により高い倫理性と自律性を有し、「他者のために、他者ととともに（Men and Women for Others, with Others）」を実践する人間を育成する将来像を示した。2018年には「グランド・レイアウト 2.0」の後半5年を迎えるにあたり見直しを行い、2019年に「学校法人上智学院グランド・レイアウト 2.1」（以下、「グランド・レイアウト 2.1」）として改めて公表した。

「グランド・レイアウト 2.0」の達成に向け、法人が具体的な将来計画の策定及び将来計画の実施にあたり、構成員及び関係者から意見を聴取することを目的として「長期計画企画拡大会議」（以下、拡大会議）を設けている。また、拡大会議のもとには専門部会として11の検討専門委員会が設けられて、それぞれの検討専門委員会が推進母体となり「グランド・レイアウト 2.0」に基づく具体的なアクションプランを設定し、さらに各部署でそのアクションプランに基づく年度毎の事業計画を設定することで、各部署が具体的かつ実現可能な内容で取り組んできた。

その中で、上智大学の教学計画に関わる事項については「アカデミック・プラン等検討専門第1委員会」、研究・学術交流計画に関わる事項については「アカデミック・プラン等検討専門第2委員会」、学生支援計画に関わる事項については「フィジカル・プラン等検討

専門第1委員会」において計画遂行と進捗評価を行っている。

その他、2018年には学長からグランド・レイアウト2.0を達成することを主眼としつつ、本学の個性化を図り発展を期するための施策方針として「Sophia20-20-20」という20年後を見据え、2020年までに実現を目指す20の項目が掲げられている。

基準 2 内部質保証

①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

<評価の視点>

○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）

現状説明

本学では「上智大学自己点検評価規程」第5条に基づき、3年ないしは4年ごとに都度、学長主導のもと点検・評価の重点課題等を掲げる方針を策定し、手続を明確にした上で全学的な取り組みとして自己点検・評価を実施している。また、2016年に「内部質保証の方針」を定め、自己点検・評価活動を通じた大学全般の質保証を推進することについて大学ホームページを通じて公表している。

具体的な本学の「内部質保証の方針」は、「自らの発意と責任で教育研究活動の維持・向上を図り、建学の理念に掲げた目的及び社会的使命、また、「グランド・レイアウト 2.0」に示している目標を達成するため、教育、研究及び社会貢献とその管理運営について自己点検・評価体制を組織し、P D C Aサイクルの確立のために定期的に自己点検・評価を実施する」こととし、「自己点検・評価結果は、大学ホームページ等で広く公開し、その結果に基づきそれぞれの活動の改善並びに教育研究の水準の向上に努める。本学は、建学の理念並びに大学設置基準及び大学基準協会の大学基準等に基づきながら、自己点検・評価を行い、内部質保証を図っていく」ものとしている。これに基づき、全学の自己点検・評価活動を中核としつつ、各組織における普段の諸活動におけるP D C Aサイクル（点検・評価活動）を源泉とする内部質保証に取り組んでいる。

内部質保証の推進に責任を負う組織は、教育組織においては各学部で行われる教授会（9学部）又は各研究科で行われる研究科委員会（11研究科）、言語教育研究センターの教授会、事務組織においては局単位（6局）などが主体としてそれぞれ役割を担うよう設けている。しかしながら全学的な組織については、自己点検・評価活動に限り、自己点検・評価委員会が位置づけられる。内部質保証全般を包括する新たな組織の整備を学長のもと、学務担当副学長を委員長とする内部質保証のあり方検討会において検討が行われているものの、その後2019年5月時点で結論を得るものとはなっていない。

教育活動の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針としては、学長のリーダーシップのもと、学部長が集まる学部長会議及び研究科委員長が集まる大学院委員会での協議を経て、定められている。具体的な活動は、教員レベル（第1層）、組織レベル（第2層）、全学レベル（第3層）で教育の質保証が行われるようP D C Aサイクルを運用している。第1層では、F D委員会を中心とする全学的な授業アンケートの実施と、その結果を授業改善に活用することを求めている。第2層では、各学部・研究科自らが掲げる「学位授与

方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」「学生の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」（以下、3つのポリシー）に基づくカリキュラムを具体化しており、これら3つのポリシーと現状の検証をカリキュラムの見直しにあたり教授会等において定期的実施している。また、全学的な指針のもと、2014年から科目ナンバリングを、2018年からカリキュラム・マップを、少なくとも1990年代から取り組んでいるカリキュラム・ツリーに準じた標準配当表とともに設けている。第3層では、学院が策定している「グランド・レイアウト 2.0」の教学計画をこれに紐づくアクションプランとして具体化し、毎年度進捗状況を確認する体制としている。

②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

<評価の視点>

- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

現状説明

本学の内部質保証システムは、「上智大学学則」第3条及び「上智大学大学院学則」第4条の2に基づき「上智大学自己点検・評価規程」を定め、これらに基づく自己点検・評価活動を基軸としている。「内部質保証の方針」において明示し、これまで教育活動を中心に現状把握、検証、そして課題の抽出と改善に取り組んできたところである。

しかしながら昨今、高等教育機関としての大学に求められる質の保証は、自己点検・評価活動に留まらず、これを内包する、より広義な概念となりつつある。本学においても、従来内部質保証プロセスとして定義してきたものを見直し、より一層有効に機能させる必要があると判断し、学務担当副学長主導による検討が行われている。

このため、質保証に係る学部・研究科などの教育組織との役割分担や連携、内部質保証システム及び全学的な質保証の推進組織は、今後見直しを経て改めて整備することとなるが、現行の自己点検・評価活動の体制は次のとおりである。「上智大学自己点検・評価規程」「上智大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設置し、このもとに自己点検・評価基本計画策定小委員会（以下、策定小委員会）及び自己点検・評価実施小委員会（以下、実施小委員会）を常設小委員会として設けている。その他、2019年度の自己点検・評価活動においては、自己点検・評価学内評価小委員会（以下、学内評価小委員会）及び自己点検・評価学外評価小委員会（以下、学外評価小委員会）を設けて、本学の現状を学内外から評価する体制とした。

委員会の構成員は、自己点検・評価委員会が学長を委員長、学務担当副学長を副委員長とし、他の副学長のほか、学部長、研究科委員長、研究機構長、学長補佐及び事務部局長（局長）など、全学的な組織の統括責任者で構成している。策定小委員会及び実施小委員会が副学長を委員長とし、各学部・研究科から選出された教員、事務部局長（所属長）など、各組織の実務責任者で構成している。学内評価小委員会は、全学自己点検・評価活動に直接関わっていない教学系役職経験者を委員長とし、本学における在職年数や役職経験などを考慮した委員を若干名選出することとしている。そして、学外評価小委員会は、自己点検・評価活動期間中に本学との直接的な利害関係を有しない学識経験者のなかから

若干名選出することとしている。

③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点>

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

現状説明

1. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学では、中央教育審議会大学分科会大学教育部会より示された「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」（2016年3月31日付）を受け、また、ポリシーの一体的な策定・公表の義務化（学校教育法施行細則改正、2016年3月31日改正、2017年4月1日施行）を見据えつつ、2016年度に3つのポリシーの全学的な点検・見直しを行った。

3つのポリシーの点検・見直しの基本的な考え方は、『建学の理念』、『教育理念』及び『教育研究上及び人材養成の目的』も踏まえながら、特に3つのポリシー間の一体性・整合性を担保し、学内外への積極的な発信とステークホルダーが理解可能な内容及び表現とする」とこととした。そして、学務担当副学長による点検・見直し方法に関する説明会を開催し、学部・研究科の関係教員に理解の浸透を図った。

2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のあるべき姿は未だ検討中であるものの、前述のとおり授業アンケート、科目ナンバリング、カリキュラム・マップ、標準配当表（カリキュラム・ツリー）の取り組みなど、既に導入した質保証に関連する施策の検証を学部・研究科での履行状況を踏まえつつ、着実に今後進めていく必要がある。これらの検証は個々には実施しているものの、全学的な方針・手続が定まっていないことと相まって具体的な集約には至っていない。

加えて、学部・研究科における3つのポリシーに基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスに対する全学的な支援も現時点で十分に行えているとはいえず、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のあり方とともに、支援のあり方も検討する。

学部・研究科における教育活動の自己点検・評価は、「上智大学自己点検・評価規程」に基づく全学自己点検・評価活動のほか、学部教授会や研究科委員会のほか、各組織における諸会議体における点検が行われている。また、自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるための工夫として、全学自己点検・評価活動においては、各組織の状況（実態）が把握

しやすい点検・評価となるよう策定小委員会で検討するように努めている。他方、各組織における自己点検・評価活動は基本的に各組織の長に委ねているため、具体的に工夫を凝らしているかは確認できていない。

3. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

文部科学省、公益財団法人大学基準協会及び会計検査院等の大学運営に関わる諸機関・団体からの指摘事項等については、適切に対応している。指摘事項の具体的な内容に応じた、一次対応は該当する学部・研究科又は事務部署が対応策等を検討したのち、学内所要の会議体を経て、原則として対外的な窓口となる事務部署から当該機関・団体へ回答・報告を行うこととしており、全て遺漏なく対応している。なお、現時点では全学内部質保証推進組織は未整備であるため、これらの対応への関与はない。

(1) 文部科学省からの設置計画履行状況等調査に関する留意事項などについて

学部等の設置申請に係る設置計画履行状況等調査の指摘事項については、当該事項を速やかに改善すべく、通知を受領したのち、該当する学部・研究科の長のほか、学長及び学務担当副学長に報告し、対応策や改善方策の検討を行うこととしている。その後、学務担当副学長のもと、該当する学部・研究科の長と総務局経営企画グループ長で対応策、改善方策を検討し、学長の責任のもと、本学としての対応を確定している。

(2) 認証評価機関からの指摘事項について

機関別認証評価及び専門職大学院認証評価ともに、法令に定められている周期内で認証評価を受審することとし、指摘事項については改善報告を所定の期間内にすることとしている。

4. 点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学の自己点検・評価活動では、客観性、妥当性を担保するため、さまざまな取り組み、システムを活用することとしている。例として、1979年度から学生生活の現況を把握し、調査分析することを目的とした「学生生活実態調査」（2013年度で本調査は終了し、I Rコンソーシアム調査に発展的機能移管）、2003年度から教員の教育研究に関連する業績等を学内外に公表している「教員教育研究情報データベース」、2012年度の自己点検・評価活動での学内教職員による内部評価（学内評価）及び学外有識者による外部評価（学外評価）、法科大学院の自己点検・評価活動における学外有識者による外部評価などが挙げられる。

これらに限らず、自己点検・評価活動においては、根拠資料（エビデンス）ベースによる現状把握を行うものとし、当事者ではない第三者の目線を実施するよう努めている。

④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

<評価の視点>

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の正確性、信頼性
- 公表する情報の適切な更新

現状説明

本学の教育研究活動に関する情報の公開については、社会への説明責任を果たすため、法令及び関係機関の通達・通知などにおいて公表を求められている情報は、原則として大学ホームページその他必要な媒体によって適切に公表を行っている。具体的には、全ての学部・研究科の3つのポリシーをはじめ、点検・評価や財務情報などである。

大学ホームページでは、訪問者別に必要と思われる情報を構成する訪問者別クイックサーチメニューを導入し、学部・大学院、入試案内、グローバル教育・留学、キャンパスライフ、研究活動などの学生生活の基本情報を分かりやすく案内するようにしている。また、取り組み活動の一環として、点検・評価に関する事項は、過去に実施した自己点検・評価報告書をはじめ、機関別認証評価及び専門職大学院認証評価の結果を公表している。財務情報としても財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事監査報告書などを公表している。

これら公表している情報は、「上智学院決裁権限規程」に基づく決裁権者ないしは会議体の決裁後、速やかに更新することとしており、文部科学省その他の関係機関等へ報告する事項も含まれており、適切な対応を行っている。

⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

- 全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性
- 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

本学では、これまで全学自己点検・評価を内部質保証システムと同義とする認識の下、自己点検・評価活動を行ってきた。しかし、適切性の検証の中で前述のとおり、より広い概念に適応するため、あり方の検討を行っている。全学自己点検・評価活動は、認証評価機関の定める評価基準等に準拠しながら、本学独自の視点や観点を組み合わせて行っている。学部・研究科をはじめ、学内組織は個々にさまざまなPDCAサイクルを構築しており、その集約を課題として引き続き、本学に即したあり方を模索していきたい。

基準 3 教育研究組織

①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

<評価の視点>

- 大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
- 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
- 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

現状説明

本学の教育研究組織は、学部・学科、研究科・専攻及び専攻科から構成しており、学士課程を構成する基礎学部の上に修士・博士課程（博士前期・博士後期課程）を構成する研究科を配置する組織構成を基本としつつ、基礎学部を有しない独立研究科を設けている。本学の理念、目的の実現のため、自然科学、社会科学、人文科学（人文学／人間科学）の幅広い分野に対応する教育、研究、社会貢献・社会連携に組織的に取り組んでいる。また、いずれの学部・研究科においても、大学設置基準をはじめとする法令要件を満たしている。

学部・学科は、建学の理念、教育精神、「上智大学学則」第2条に定める目的を踏まえ、学問分野別に神学、文学、総合人間科学、法学、経済学、外国語学、総合グローバル学、国際教養学及び理工学の9学部と、29の学科から構成しており、「上智大学学則」第4条第5項に定める教育研究上の目的及び人材養成の目的を達するため、専門教育を行っている。加えて、全学部生を対象として、一人ひとりが複数の言語を使う複言語主義の考えに則りつつ、22言語の外国語科目を開講することを目的に言語教育研究センターを、グローバル社会に対応する多様な科目や海外勉学の機会の提供することを目的にグローバル教育センターを設置している。また、これまで社会変化に伴い複雑化する世界的課題への対応などを考慮し、学融合あるいは学際的なアプローチによる学部の改組・新設などを実践してきた。

研究科・専攻は、建学の理念、教育精神、「上智大学大学院学則」第5条を踏まえ、専門分野別・機能別に学部を基礎とする、神学、哲学（2016年度入学者より募集停止）、文学、総合人間科学、法学、経済学、言語科学、グローバル・スタディーズ及び理工学と、学融合あるいは学際的ないしは実践的アプローチを基礎とする実践宗教学並びに地球環境学の11研究科と、26の専攻から構成している。また、専門職大学院として、法科大学院である法学研究科法曹養成専攻を設けている。大学院は、「上智大学大学院学則」第5条第2項に定める教育研究上の目的及び人材養成の目的を達するため、専門教育を行っている。さらに、社会的要請に応えるため、高度専門職養成のための法科大学院設置をはじめ、看護学専攻や言語学専攻の言語聴覚研究コース・英語教授法コース（TESOL）・日本語教育学コースなどを設置している。さらには社会変化やニーズの変化に対応すべくグローバル・スタディーズ研究科の新専攻の設置構想や、法曹養成専攻での法学部と連携した一貫教育制度の「法曹コース」の設置を2019年11月に文部科学省へ申請するなどの取り組みも挙げられる。

教育研究組織である学部・研究科のほかに研究活動を主体とする組織（研究組織）として、法人及び大学が設置する附置研究所及び大学が設置する研究機構を設けている。法人が設置する附置研究所は、「上智学院が設置する研究所・センターに関する規程」第2条において、「カトリックイエズス会の教育理念に基づき、上智大学におけるイエズス会教育の深化のため、特色ある学術研究の遂行並びに、人材養成及び研究成果の学内外への発信を目的」とし、キリシタン文庫、アジア人材養成研究センターを設置している。大学が設置する附置研究所は、「上智大学学則」第6条に基づき、モニュメンタ・ニポニカ、半導体研究所、グリーンケア研究所、生命倫理研究所、国際関係研究所、国際協力人材育成センターを設置している。研究機構は、「上智大学学則」第6条及び「上智大学研究機構規程」第2条において「本学の特色ある学術研究の体系的、機動的並びに効果的な遂行、人材養成及び研究成果の学内外への発信を目的」とし、常設研究部門としてキリスト教文化研究所をはじめとする11研究所、時限研究部門としてイスラーム研究センターをはじめとする7研究所・センターを設置している。なお、時限研究部門は、文部科学省の競争的資金ほか、学外の組織から研究資金を獲得し、これらの資金を十分に活用することを目的に設置が認められる。

これらの附置研究所、研究機構は、学問の動向や社会変化に合わせながら本学の理念・目的に沿って設置している。学内の研究奨励プロジェクト資金のほか、文部科学省をはじめとする外部機関の競争的資金、受託・委託研究資金を獲得するなど、独自に研究資金を獲得することにつながっている。研究の成果は、学部・研究科における教育研究活動に還元するとともに、学内外への発信を積極的に行うよう奨励している。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

教育研究組織の構成に関する見直しや再検討は、全学自己点検・評価活動において定期的に行われている。このほか、拡大会議の専門部会である検討専門委員会において不定期ながら行っている。具体的には、教育組織についてはアカデミック・プラン等検討専門第1委員会で、研究組織についてはアカデミック・プラン等検討専門第2委員会で、それぞれ必要に応じて行っている。これは、主に定期的な全学自己点検・評価活動のサイクルで現行組織の検証と同時に学部や研究科の改組・新設計画が生じた場合に必要性を含め適宜検証を行っており、学内意見を広く聴取することも企図している。このほか、教学関係については、各学部の教授会や学科長会議での検討内容を全般的に討議する主体として、学長、副学長、学部長、研究科委員長のほか教学組織センター長等からなる学部長会議及び大学院委員会がある。

従来、適切性を検証するため（見直しのため）の方針が必ずしも全学的に共有できるような体制にはなっていないものの、個々の検討課題において都度、教育研究組織としての

意義や必要性から検証を行っている。今後は、新たに全学的な内部質保証体制のあり方を検討していく中で、併せて方針の検討に取り組む。

基準 4 教育課程・学習成果

①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

<評価の視点>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

現状説明

本学では、学位授与方針を「ディプロマ・ポリシー」として定め、学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定している。

学士課程のディプロマ・ポリシーは、学科単位で設定しており、基本的には1学科1学位となっている。なお、2014年度に設置した総合グローバル学部は専門分野の選択により「国際関係論」又は「地域研究」の学位を授与しているが、現時点では学位に応じた区分は特に行わず、各分野を包含する内容となっている。

修士課程・博士課程・専門職学位課程のディプロマ・ポリシーは、専攻単位で設定しており、基本的には1専攻1学位となっている。なお、複数の学位を授与するグローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻及び理工学研究科理工学専攻では、現時点では学位に応じた区分は特に行わず、各分野を包含する内容となっている。

学部・学科のディプロマ・ポリシーの見直しにおいては、学生が身につけるべき資質や能力を記載することとしているほか、カリキュラム・ポリシー、授業科目との綿密な連動を前提とし、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーそれぞれが対応していること（関連性）、各科目の到達目標がディプロマ・ポリシーの内容を満たしていること、学修成果の測定が可能な形での明示がなされることに留意することとした。また、研究科・専攻のディプロマ・ポリシーの見直しでは、ポリシー全体での一体的運用（特にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー）がなされること、修士・博士課程における論文審査基準との整合性が取れていること、これらを踏まえたアドミッション・ポリシーと入学前の能力規定との整合性に留意することとした。

ディプロマ・ポリシーは、大学ホームページの「学部・学科の3つのポリシー」、「研究科・専攻の3つのポリシー」のページで公表しているほか、「教育研究活動等の情報公表」のページからもリンクでアクセスできるよう配慮している。また、学部・学科のディプロマ・ポリシーは学部履修要覧、研究科・専攻のディプロマ・ポリシーは大学院履修要綱にそれぞれ掲載し、学生に周知している。

卒業要件及び修了要件、取得できる教員免許状については、それぞれ「上智大学学則」第57条及び別表第2、「上智大学大学院学則」第21条、第21条の2、第21条の3及び別表第2に定めている。

②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

<評価の視点>

○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表
・教育課程の体系、教育内容

・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

現状説明

教育課程の編成・実施方針を「カリキュラム・ポリシー」として定め、学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定している。

学士課程のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと同様、学科単位で設定しており、基本的には1学科1学位となっている。なお、2014年度に設置した総合グローバル学部は専門分野の選択により「国際関係論」又は「地域研究」の学位を授与しているが、現時点では学位に応じた区分は特に行わず、各分野を包含する内容となっている。

修士課程・博士課程・専門職学位課程のカリキュラム・ポリシーは、専攻単位で設定しており、基本的には1専攻1学位となっている。なお、複数の学位を授与するグローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻及び理工学研究科理工学専攻では、現時点では学位に応じた区分は特に行わず、各分野を包含する内容となっている。

現在設定しているディプロマ・ポリシーは、2017年4月から施行された、3つのポリシーの一体的な策定・公表を義務化する学校教育法施行細則改正に合わせ、2016年度に見直したものである。本学の建学の理念、教育の精神、教育研究上及び人材養成の目的を踏まえ、3つのポリシーが一体性を持ち、整合性を担保できる形になるように見直した。

カリキュラム・ポリシーについては、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定める学習成果を満たすことを実現するための整合的・体系的・系統的なカリキュラムであることの確認するため、ディプロマ・ポリシーに合わせた又は関連させた簡潔な箇条書きで記載することとしているほか、ディプロマ・ポリシー、授業科目との綿密な連動を前提とし、「策定における相互の行き来」、「各科目の到達目標がディプロマ・ポリシーを満たす」、「学修成果の測定が可能な形で」、という3点を示して見直しを行った。見直しの依頼文では「ステークホルダーが理解可能な内容及び表現」とするよう依頼している。

また、カリキュラム・ポリシーと実際のカリキュラムとの整合性を担保するために、『シラバス作成の手引き』において、「人材養成の目的」及び「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」を踏まえ、カリキュラムの一部として整合性及び一貫性のあるシラバスとなるよう『シラバス作成の手引き』にも明示し、カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、授業が連動するよう意識しながら取り組んでいる。

カリキュラム・ポリシーは、大学ホームページの「学部・学科の3つのポリシー」、「研究科・専攻の3つのポリシー」のページで公表しているほか、「教育研究活動等の情報公表」のページからもリンクでアクセスできるよう配慮している。また、学部・学科のカリキュラム・ポリシーは学部履修要覧、研究科・専攻のカリキュラム・ポリシーは大学院履修要綱にそれぞれ掲載し、学生に周知している。

③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点>

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

< 学士課程 >

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

< 修士課程、博士課程 >

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

< 専門職学位課程 >

理論教育と実務教育の適切な配置等

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

現状説明

1. 方針と教育課程の整合性、授業科目の内容・方法

(1) 方針と教育課程の整合性

学士課程では「上智大学学則」に基づき、授業科目の種類を全学共通科目、語学科目及び学科科目とし、それぞれ必修科目、選択科目及び自由科目に区分している。カリキュラム・ポリシーは授業科目の種類に合わせ、全学共通科目、語学科目、各学部・学科ごとに定めている。全学共通科目及び語学科目に関する委員会として、学務担当副学長を委員長とする全学教務委員会を設置している。全学教務委員会では、全学共通科目及び言語教育研究センター開講の語学科目に係る基本方針の立案や教育課程、授業科目の種別、編成及び運営に関する事項や、グローバル教育センターが実施している海外短期語学講座、全学対象の海外短期研修、その他正課としての海外派遣型プログラムに関する事項のほか、全学対象のカリキュラムに関する事項の審議などを行っている。

本学では学科ごとに学生募集を行っており、入学時から専門分野ごとに授業を行っていることから、学科科目については学科単位でディプロマ・ポリシーと対応する形でカリキュラム・ポリシーを策定している。

研究科では各専攻で課程ごと（修士課程、博士前期課程、博士後期課程、専門職学位課程）にカリキュラム・ポリシーを策定している。

カリキュラム・ポリシーとカリキュラムの整合性については、学部・研究科では毎年学長から発信される「カリキュラム作成等に関するガイドライン」に基づいて見直している。

また、教育研究上の目的と各授業科目との整合性についても同様に「カリキュラム作成等に関するガイドライン」を軸に、学部では3つのポリシーとの連関も踏まえて検討しており、研究科では、各専攻が養成を期する人材像に照らし、カリキュラムの体系性、授業科目及び研究指導の体制について、毎年のカリキュラム見直し時に確認している。

各授業科目については『シラバス作成の手引き』において、人材養成の目的及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、当該組織のカリキュラムの一部として、整合性及び一貫性のある内容になるよう求めている。

カリキュラムは次のサイクルで点検・実施・見直しを行っている。

前年度 10 月ごろ:「カリキュラム作成等に関するガイドライン」の重点方針に基づいて、翌年度のカリキュラムを策定

当年度: 策定したカリキュラムに沿って授業を実施

当年度 6 月～10 月: 翌年度の「カリキュラム作成等に関するガイドライン」を踏まえ、当年度のカリキュラムを必要に応じて見直し、翌年度カリキュラムを策定

翌年度: 見直したカリキュラムに基づき、授業を実施

「カリキュラム作成等に関するガイドライン」を基に、カリキュラム及び各授業科目について P D C A を構築している。なお、現時点で全学内部質保証推進組織等の全学的な組織が設置されていないため、各学部・研究科における教育課程の編成に関する運営・支援は学事局学事センターで行っている。各組織では各ポリシーとの整合性を意識してカリキュラム作りに取り組んでいるものの、体系的や順次性を配慮したカリキュラムになっているかまでの検証には至っていないように見える。

学部履修要覧、大学院履修要綱、カリキュラム・マップが学生にとって理解しやすいものとなっているか、それらを理解した上で履修計画を立てられているかなど、学生視点での検証が必要であるか、検討が望まれる。

(2) 授業科目の内容・方法

ア. 教養科目

教養教育として、本学の教育の根幹となる「キリスト教ヒューマニズム」に基づき、幅広い教養を身につけるため、全学共通教育におけるカリキュラム・ポリシーを設定し、全学共通科目を開講している。必修科目として「ウエルネスと身体」、選択必修科目として「キリスト教人間学」科目群を配置している。選択科目は「建学の理念」「思索の基盤」「人間と文化」「共生と世界」の4つの基本区分に沿って、他者ととともに生き、他者に奉仕し、社会をより良く変革する人間、人間性のあらゆる次元を探求し、広く深みのある連帯を追求する人間となることを目標に開講している。

さらに、ある程度専門性を身につけた上で高いレベルの教養科目を履修できるよう、3・4年次生向けの選択科目として「高学年向け教養科目」を開講している。

この他、指定された科目を履修し、所定の単位を修得することにより履修証明書を取得できるプログラムを学部横断的な形で開講している。

「グローバル・コンピテンシー・プログラム」は、学部・学科の枠を超え、本学の教育の精神を体現する社会のリーダーを輩出することを目的にしており、「国際協力」「グローバル・ビジネス」「グローバル・メディア」「コミュニティ・エンゲージメント: サービス・ラーニング」の4つのコースを開講している。

「データサイエンスプログラム」は、グローバル社会で必須な素養であるデータ分析や情報を活用できる力を養うため、株式会社三菱総合研究所との連携により開講している。

「死生学履修プログラム」は、大学院の実践宗教学研究科死生学専攻の科目編成に合わせる形で「第一群（宗教の公共性）」「第二群（死生観・生命倫理）」「第三群（臨床スピリチュアルケア）」の3つのコースを開講している。

また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを機に、系統的にインクルーシブ社会を理解するためのプログラムとして、「インクルーシブ社会を目指すための教育推進プログラム～オリンピック・パラリンピック東京2020大会を契機として～」を開講している。

イ. 外国語科目

語学科目は英語、日本語、初習言語（ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、中国語、韓国語）のカリキュラム・ポリシーを設定し、言語教育研究センターで開講している。英語の場合、初年次は必修科目「Academic Communication 1」及び「Academic Communication 2」を開講し、プレイスメント・テストの結果に基づいてクラスを編成している。1年次秋学期以降はCLIL（内容言語統合型学習）の手法を用い、興味や専門に応じて履修できるよう、専門的な学術分野を学ぶ「Academic English」科目群、仕事を円滑に行うための英語スキルを修得する「Professional English」科目群、日常業務・生活場面で使用する英語の活用及び資格・能力試験準備の「Practical English」科目群を開講している。

英語以外の初習言語についても初学者から段階的に学べる科目編成としており、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、中国語、韓国語は「演習」「検定対策」のオプション科目を配置することで、上級科目履修後もさらに学べるようになっている。

ウ. 専門科目

各学科の専門分野に関する科目は学科科目として、初年次は各専門分野の入門・基礎となる科目を開講し、学年が進むにつれ段階的に専門知識を深める形で編成している。また、指定の科目を履修し、所定の単位を修得することにより履修証明書を取得できるプログラムを開講している学部・学科もある。例として、文学部では学科の枠を超えて履修できる「横断型人文学プログラム」を開講し、「身体・スポーツ文化論コース」、「芸術文化論コース」、「ジャパノロジー・コース」の3コースを設置している。法学部では、国際関係法学科に英語特修コース「AQUILA（アクィラ）」、地球環境法学科に「地球環境法特修コース」を開講している。経済学部では、経済学科に「経済学英語特修プログラム」、経営学科に「経営学英語特修プログラム」を開講している。

専門を深める取り組みとして、外国語学部ドイツ語学科では、2年次秋学期から半年間、在外履修協定校で履修することにより単位を認定する在外履修制度を設けている。また、総合グローバル学部では専門に応じて、国際関係論系の国際政治論領域、市民社会・国際協力論領域のいずれかをメジャー領域として選択した場合は「学士（国際関係論）」の学位を授与し、地域研究系のアジア研究領域、中東・アフリカ研究領域のいずれかをメジャー領域として選択した場合は「学士（地域研究）」の学位を授与している。

また、国際教養学部では英語によるリベラルアーツ教育を半世紀以上にわたって実施しているほか、理工学部では英語コースとして、物質生命理工学科にグリーンサイエンスコース、機能創造理工学科にグリーンエンジニアリングコースを開講している。2020年度秋学期より、英語による学位プログラムSPSF（Sophia Program for Sustainable Futures）を教育学科、社会学科、経済学科、総合グローバル学科に設置する。

エ. 初年次教育、高大接続への配慮

本学では高校から大学への移行を支援する形の授業は特に実施していないが、各学科の新入生向けに1泊2日のオリエンテーション・キャンプを入学直後に実施しており、学科の上級生や教員がカリキュラムや履修登録などを含めた学生生活に関する説明や相談を行っている。その後、各学部・学科の入門・基礎に相当する科目の中で、専門分野の基礎を学びながら情報検索、研究の進め方、討論・発表、レポート作成などの手法を学ぶ流れとなっている。英語で授業を行っている国際教養学部では、Core Program 科目として、1年次から2年次にかけて「English Composition」、「Thinking Processes」、「Public Speaking」の科目を開講している。「English Composition」の受講が難しい学生に対しては、「Basic Skills」から受講するよう求めている。

このほか文学部では、春学期の各学科による取り組みを受け、秋学期に「1年生研修プログラム」を実施しており、2018年度は「大学でどう学ぶか」をテーマに、各学科のプログラム、および横断型人文学プログラムのゼミに参加した学生による成果発表会を行った。

オ. 大学院

研究科では、博士課程について5年間を通した体系的な教育課程という観点から、前期課程においてはコースワークに重点を置き、後期課程においては研究活動を中心にカリキュラムを編成している。2016年度の機関別認証評価において、大学基準協会から「コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラムになっているとは言えない」との指摘を受け、博士後期課程のカリキュラムを見直し、大学院での教養教育の充実を目指す形でコースワーク科目を配置した。現在では課程制大学院及び単位制の趣旨に則り、博士後期課程においても各専攻で定めた修了単位以上の履修が必要となっている。

専門職大学院である法曹養成専攻（法科大学院）は法律家の養成を目的としており、公法系、民事系、刑事系の法律基本科目を配置するとともに、実務科目として「模擬裁判」や「エクスターンシップ」などの法律実務基礎科目を配置している。また、研究者教員と実務家教員が共同して授業を担当する科目も配置している。

特徴的な取り組みとして、グローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻ではコースワークや研究指導等の教育研究活動全般を英語で行っているほか、ロンドン大学東洋アフリカ研究学院（School of Oriental and African Studies, University of London）の日本・韓国研究コース（Department of Japan and Korea）との間でダブル・ディグリー制度（Dual Degree Program）を導入しており、最短2年で本学の修士号とロンドン大学の修士号を取得できる。

2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育（キャリア教育）として、全学共通科目において、キャリアを考えることのできる科目や、インターンシップ科目を開講している。具体的には、「キャリアディベロップメント」「同（スキルアップ編）」「キャリア形成論」「キャリアデザイン演習」「キャリアデザイン演習（外国人留学生対象）」「つくるⅠ（キャリア形成Ⅰ）」「つくるⅡ（キャリア形成Ⅱ）」などが挙げられる。

2018年度は12科目を開講し、577名が受講した。

また、インターンシップ等の実践的学習については、本学と協定を締結した実習先でインターンシップを行い、事前・事後の講義受講や課題提出を行うインターンシップ科目を全学共通科目として開講している。就業・実務経験を通じて、大学で学んだ専門知識や技能を社会でどのように活かすのか、あるいは自分が残りの大学生活で何を学ぶべきかといった気づきを得られるよう配慮している。

学部では、専門分野の特性に応じ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に努めている。例として、卒業要件を満たせば看護師国家試験の受験資格を取得できる看護学科をはじめ、公認心理師や社会福祉士など受験に必要な科目を開講している心理学科や社会福祉学科のほか、所定の科目単位を修得し実務経験を積むことで電気主任技術者資格を取得できる機能創造理工学科では、資格に直結した科目群を編成している。

また、文学部新聞学科では番組制作実習等を行う授業をテレビセンターで実施している。テレビセンターにはスタジオ、ドレッシングルーム、コントロールルーム、アナウンサーブース、会議室、編集室を配置するとともに映像編集機器やカメラ等の機材をそろえており、放送局の現場に即した実践的な知識を修得できる。

研究科も学部と同様、専門分野の特性に応じて対応している。例として、言語科学研究科では、指定科目を履修することにより言語聴覚士の国家試験受験資格を取得できる科目群を用意している。実践宗教学研究科では、死生学的課題への取り組みの現場に中長期的に参加する科目「実践宗教学インターンシップ」を開講している。

このほか、教職課程や学芸員課程として、免許・資格取得のための科目を開講している。

3. 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当について、学部・研究科全科目でナンバリングを導入し、科目の分野やレベル、履修順序を明示している。学部では履修要覧の「開講科目担当表」、研究科では履修要綱の「開講科目一覧表」において、それぞれ科目にナンバリングを付記している。2019年度よりナンバリングの付番ルールを見直し、学問分野、科目レベルだけではなく、開講元や授業での使用言語を示すように改めた。

また、学部では各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応を示したカリキュラム・マップを作成し、教学支援システム「Loyola」に掲載している。

4. 授業科目の位置づけ（必修、選択等）

「上智大学学則」及び「上智大学大学院学則」にそれぞれ学部・研究科の卒業・修了要件を定めている。

学部では履修要覧の「標準配当表」において、科目区分（全学共通科目、語学科目及び学科科目）及び履修度（必修、選択必修、選択、自由）別に各年次の標準的な履修順序を明示している。

研究科では履修要綱の「修了に要する科目、単位数、科目数などの要件」に必要な単位数などを明示している。専門職法科大学院は学部同様に、法科大学院履修要綱の「標準配当表」において、年次ごとに履修すべき科目を履修度別に明示している。

5. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

科目の単位数は大学設置基準及び大学院設置基準を踏まえ、「上智大学学則」に基づき、授業期間、授業時間数に応じて、週1回1学期の講義及び演習は2単位、体育系の実技科目は1単位を付与している。インターンシップ科目等、現地での実習を伴う科目に関しては、事前・事後指導の時間も含め単位数を付与している。具体的な設置科目及び各科目の単位数は、「上智大学学則」別表2に定めている。

本学の授業運営における形態は、「講義」「演習」「実験」「実習」に分類され、各教員が科目の性質に応じて、効果的な教育を実践する教育方法として授業形態を選択している。カリキュラム上の科目配当においては、これら4つの授業形態の組合せや割合を学科の特性、学期内、学年内、全学年などの区分ごとに多くの学科で工夫している。例として総合人間科学部社会学科や経済学部経営学科では、全学年で演習又は講義と組み合わせて発表や討論を行うなどの形で実施している。

④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<評価の視点>

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容としラバスとの整合性の確保等）とチェック体制
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

<専門職学位課程>

- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

現状説明

学生は、学部・研究科の定める教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果を達することが求められている。本学では、学生自らが教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果を達することを実現するために学生の学習を活性化しうる効果的な教育を実践しており、これらの教育方法を見直しする中で教育の質向上を図っている。加えて、大学全体としての明確な指針はないものの、担当教員の研究成果を含む学術の発展動向など授業内容や教育方法の改善に資するものについては学部・研究科又は個々の教員において取り入れられるよう努めている。

これらの取り組みとカリキュラム・ポリシーとの整合性は、毎年「カリキュラム作成等に関するガイドライン」に基づく検討の際、教育組織単位で教育課程の見直しに付随し、実施している。しかし、学部・研究科での会議体議事録などで明確に記録されていることは少なく、根拠とするには脆弱な状況であることは否めない。また、新たな教育方法の導入又は教育の実施に関する全学的な取り組みとしては、FD委員会を主体とするFD活動の中で能力開発等が挙げられるものの、その適切性を含め、支援のあり方の検証は十分に行われてはいない。

1. 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

単位の実質化を図るための措置としては、単位修得に必要な十分な学習時間を確保し、授業時間と授業時間外の勉学の質を維持するために、履修登録できる単位数の上限を最高履修限度として設けている。

学士課程では、年間49単位以下とする全学的な統一基準の下、それぞれの学科において各学期及び年間の最高履修限度を設定している。最高履修限度は、毎年カリキュラムの見直しに付随して案を提出することとしており、学事センター長を経て、最終的に学長が決定し、学部履修要覧を通じて学生に周知している。

修士課程（博士前期課程）及び博士課程（博士後期課程）では、グローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻のみ各学期の最高履修限度を12単位以下としているが、その他の研究科・専攻においては特に最高履修限度を設けず、研究指導教員が研究指導上必要と認める範囲内で履修指導を行っている。

専門職学位課程である法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）では、最高履修限度を設けており、原則として1年次生及び2年次生は36単位以内、3年次生は44単位以内としている。

また、これら単位の実質化に関する取り組みは教職員のみならず、学生にも浸透しつつあり、神学部、外国語学部、グローバル・スタディーズ研究科及び地球環境学研究科などでは授業アンケートの独自項目を設けるなど、単位の実質化が学生の学習にどのような影響を与えているか調査、確認している。

2. シラバスの内容とチェック体制

シラバスは、授業名、担当教員名、授業形態、授業の目的、到達目標、授業内容、授業方法、授業計画、教科書・参考文献、履修条件、授業準備のための指示、成績評価方法、成績評価基準、開講元学部・学科、開講期間・学期、曜日・時限、ナンバリング・レベル、単位数、キーワード、授業時間外（予習・復習等）の学習、他学部・他研究科受講可否を記載する全学統一のフォーマットを用いている。

シラバス入力の際に使用する教学支援システム「Loyola」では、学生が履修科目を選択する際に重要となる項目（授業の目的や評価基準等）が未入力の場合にエラーが出るよう、システム的に制御することで入力漏れを防止するようにしている。加えて、シラバス作成の依頼時には上智大学FD委員会に取りまとめている『シラバス作成の手引き』を参考資料として全教員に配付し、シラバス内容の質の確保に努めている。

シラバスのチェック体制として、専門科目では、各科目の開講元である学科長、専攻主任等の点検を経て、学部長ないしは研究科委員長が確認し、学長へ結果報告することを義務付けている。同様に全学共通科目、語学科目及び教職課程科目についても、それぞれ定めるプロセスに従いシラバスの内容を確認し、学長へ結果報告することとしている。学習成果の指標はその検討がなされている途中であることから、シラバスの項目として含まれていない。

3. 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学では、学生の主体的な参加を促す工夫として、少人数授業、対話・討論型授業、メディアの活用、能力別授業などが挙げられ、科目の性質や特性に応じて用いられている。加えて、情報系の科目ではコンピュータ操作の演習を多く含むため、ティーチング・アシスタント（TA）を配置し、学生のスキル獲得を支援している。

少人数授業は、多くの学科において語学科目、演習科目、実習科目の中で用いられており、学科によって異なるものの4～65科目程度配置している。授業において工夫している内容として、例として文学部哲学科では、テキスト及びテーマの設定、レポートの個別指導と特定質問者の指定なども織り込んだアクティブラーニングを、理工学部情報理工学科では、ゼミナールの選択において教員を研究分野に応じて4つにカテゴライズし、それぞれから1名ずつ指導教員を選んで、異なる研究分野を万遍なく履修できるようにしている。

対話・討論型授業は、多くの学科において語学科目、演習科目、実習科目の中で用いられており、学科によって異なるものの4～65科目程度配置している。授業において工夫している内容として、例として神学部では、学生の発表を義務づけることで主体的な学びを促し、法学部では、科目の性質に応じてグループ・ワークや口頭発表、スピーチなどの手法を活用し、外国語学部では、授業内で発表やディスカッションを行わせ、受講生各自の発言機会を増やすとともに、討論を通じて問題発見・解決能力の涵養を図っている。

メディアを活用した授業は、演習科目や講義科目で用いられており、学科の性質も相まって文学部史学科、文学部新聞学科、総合人間科学部教育学科では専門科目の多くで取り入れられている。授業において工夫している内容として、例として外国語学部フランス語学科では、フランスのテレビ局のニュース素材等でリスニングを行い、理工学部物質生命理工学科では、ドキュメンタリー番組の内容を踏まえたレポートを書かせて学生の率直な意見を聴取している。

能力別の授業は、語学科目、演習科目で用いられており、例として文学部英文学科では語学力に応じた学習内容と指導法により授業を行うなど、多くの科目で取り入れている。また、文学部新聞学科や経済学部経済学科では習熟度別のクラス分けを行うテストを課している。

教育研究上の目的や学習成果を意識した授業内容の工夫としては、学科により取り組み状況に差異があるものの、教員それぞれが実践している。加えて、文部科学省の世界展開力強化事業「COIL教育を活用した米国等との大学間交流形成支援」の採択を受け、2018年度秋学期から国際協働オンライン教育（Collaborative Online International Learning = COIL）を活用し、米国連携大学との授業連携を行っている。2018年度は、総合人間

科学部教育学科及び総合人間科学研究科教育学専攻の科目、全学共通科目で計8科目にCOILを導入した。いずれの科目でも相手国大学の学生の意見から新たな視点を得るなど、通常の授業内でのディスカッションのみでは得られない気づきを得て、テーマに対する理解を深めることにつながっている。このほか、世界展開力強化事業による米国との連携のほか、韓国・西江大学との間でCOILを導入した共同授業を実施した。2019年度以降、さらに多くの海外大学との間でCOIL導入科目の開発を進めていく予定である。

4. 学士課程における授業形態に配慮した1授業あたりの学生数及び適切な履修指導の実施

授業形態に応じた1授業あたりの学生数については、科目の特性に応じて「演習」「実験」「実習」を中心に最大で50名程度の少人数で構成するように配慮している。「講義」では100～200名を中心に最大で800名程度の規模まで、教員がそれぞれ工夫することで学生数に応じた授業運営がなされている。

履修指導については、学部では各学科教員、大学院では各指導教員が行っている。各学科にはクラス又はゼミのクラス主任を配置することにより相談担当教員を明示しており、学生の履修指導に関する相談体制を整えている。また、学部、大学院ともに各教員は、学部履修要覧や大学院履修要綱にオフィスアワーや研究室、メールアドレスを明示することにより学生からの相談に対応できるようにしている。

新入生には『履修登録クイックナビ』を配付し、学科別のガイダンスを実施している。また、新入生のオリエンテーションの際に行われる履修登録ガイダンスの中で、学部履修要覧に明示している全学共通科目、語学科目、学科科目の科目構成と、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目の科目分類等について説明している。語学科目については、卒業要件が学科毎に異なるため、2015年度から各学科に対応した『語学科目履修の手引き』を別途作成している。また、必修科目「ウエルネスと身体」、選択必修科目「キリスト教人間学」に関しては、別途ガイダンスの機会を設けている。

教職課程の履修及び登録に関しては「上智大学学則」第45条、第46条及び別表3で、学芸員課程に関しては、「上智大学学則」47条、及び別表2に明記している。全学年で、教職課程・学芸員課程に関する複数回のガイダンスを実施し、そのスケジュールを入学初年度に配付する履修要覧(課程編)に明記するとともに、大学ホームページで周知している。

5. 修士課程、博士課程における研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施

研究指導計画の内容、方法及び年間スケジュールについては、全学統一的な運用として大学院履修要綱への記載を行っており、その他、各専攻の研究指導に係る資料やハンドブック、学生指導用の配付物等により明示している。

大学院においては、「研究指導」を毎学期履修登録させ、成績評価を行うことにより、学位論文作成指導の徹底を図っている。これにより、「上智大学大学院学則」第4条に規定した単位修得、研究指導及び論文評価による大学院課程の修了要件との整合性を担保している。なお、4月に新入生と在学生用に専攻別の履修ガイダンスを実施している。加えて、先取り履修の制度を持つ学科においては、対象科目に関する相談等を含め、科目担当教員

や専攻主任の指導や助言が行われている。また、ダブル・ディグリー制度に伴う指導や助言、募集は該当する専攻から学生に周知を行っている。

その他、大学院の教職課程に関しては、「上智大学大学院学則」及び大学院履修要綱とは別に履修要覧（課程編）を発行して、詳細な内容を周知している。

6. 専門職学位課程における実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

専門職学位課程としては、高度専門職業人材として法曹（裁判官・検察官・弁護士）の専門家を養成することを目的に法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）を設けている。法科大学院では、演習科目、実習科目、実践科目を適切に配置し、研究者教員と実務家教員による法学の専門教育を行っている。実務家教員については法務省派遣検察官や派遣裁判官のほか、現職の弁護士、裁判官経験者を専任教員として配置し、実務的能力の教授が可能な体制としている。他大学と比して特色ある科目の例として、「国際仲裁・ADR」は研究者教員がコーディネーターを行い、本学と連携している法律事務所から20名を超える弁護士の支援を得て実施しており、より実践的な実務家としての素養・能力を磨く機会を積極的に提供している。

⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<評価の視点>

- 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置
 - ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
 - ・既修得単位の適切な認定
 - ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
 - ・卒業・修了要件の明示
- 学位授与を適切に行うための措置
 - ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
 - ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
 - ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
 - ・適切な学位授与

現状説明

1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

(1) 単位制度の趣旨に基づく単位認定

本学では単位制度の趣旨に沿った単位認定を行っている。具体的には、各科目、シラバスに記載した成績評価基準に基づき、定期試験やレポート等で各学生の成果を把握し、単位認定を行っている。

なお、授業時間外における学習方法・内容については、授業計画に即し、授業時間外に予習・復習として所要時間の目途及び何が必要かをシラバスにて明示するようにしている。

(2) 既修得単位の適切な認定

学士課程では「上智大学学則」第34条第1項及び2項により、他大学で修得した単位や

入学前の単位の認定に関しては、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができるとしている。

同様に、博士前期課程(修士課程含む)、博士後期課程においては「上智大学大学院学則」第 18 条第 1 項及び 2 項で 10 単位を超えない範囲で他大学の大学院での修得単位や入学前既修得単位の認定を認めている。また、専門職学位課程については、法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)は同第 18 条 4 項及び「上智大学法科大学院履修規程」第 6 条第 3 項により、法学未修者に関しては 30 単位、法学既修者に関しては 2 単位を超えない範囲で認めている。

学士課程では、「留学期間中に修得した単位の換算及び認定に関する取り扱い要領」、「入学前既修得単位認定に関する細則」、「編入学者の単位認定に関する細則」、「国内他大学との学生交流に関する細則」、「大学院入学前科目履修制度」、「技能審査による単位認定に関する細則」に基づき、細則でそれぞれ定められている範囲内で、学科長が包括認定を行っている。

単位認定の前に、認定単位も含めた今後の履修指導の意味も込め、本学では学科長、専攻主任若しくは学科及び専攻で定める指導教員(理工学研究科は領域主任)が認定の指導を行っている。その段階において、外国語学部では、認定の方針に基づいて認定指導を行っている。総合グローバル学部では学生向けにハンドブックで予め手順を示す等工夫を行っている。

博士課程の単位認定に関しては専攻主任が、専門職学位課程については法曹養成専攻主任(法科大学院長)が上述の規程に基づき、包括認定を行っている。

また、博士課程に関しては、委託聴講生制度を「上智大学大学院学則」第 18 条に基づき、10 単位を限度に所定の専攻と協定を結んだ協定校との間で実施している。国連大学とはプログラムの修了証書を発行するジョイント・ディプロマ・プログラムを実施している。

2. 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

授業科目の成績評価に関しては、どの学位課程においても、「上智大学学則」第 55 条第 1 項及び 2 項にて、素点に応じ上位より 100-90 点を「A」、89-80 点を「B」、79-70 点を「C」、69-60 点を「D」、59 点以下を「F」、「P」、「X」、「I」の評語をもって表示し、A、B、C、D、P を合格、F 及び X を不合格、I を判定保留、履修中止科目を W、認定科目を N と定めている。このことは学部履修要覧、Bulletin of Information、大学院履修要綱並びに法科大学院履修要綱に記載している。

成績評価の基準及び方法については、シラバスに明記している。成績評価の方法については、出席状況、授業参加、リアクションペーパー、レポート、学期末試験(授業内、定期試験期間内)、中間試験、小テスト等科目の性質によりこれらの方法を使い分け及び複数の方法を組み合わせて総合評価を実施している。

また、成績に偏りが生じないように、2015 年度より、「成績評価のガイドライン」を設けている。内容は、① A 評価を付与する割合は 2 割以内を目安とし、最大で 3 割までとする。ただし、演習科目、指導科目、30 人以下の講義科目等を除く。② 同じ科目を複数教員が担当する場合、授業内容・到達目標について十分なすり合わせを行う。③ 組織的な事後チェックを行い、A が 3 割を上回る科目については学部長・学科長が次年度での是正を要

請する。というものである。学生には「本ガイドラインに則り、素点が90点以上となった学生が全体の3割を超えた場合、全体的に調整を行い、上位3割以内のものを「A」評価とし、以下は順次「B」、「C」、「D」、「F」の評価を付すこととなり、素点が90点以上となっても「A」評価とならない旨を学部履修要覧、Bulletin of Information及び大学院履修要綱に記載している。なお、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）では、履修学生総数が15名以上の科目について、履修者数に対する成績評価の割合を、Aは20%以下、Bは30%以下（ただし、Aと合計して50%を超えない限度で30%を超えることができる）、A及びBは合計して20%以上とする（ただし、法律実務基礎科目の演習科目、「模擬裁判」、「ネゴシエーション・ロイヤリング」、「リーガルクリニック」、「国際仲裁・ADR」についてAは50%以下、B以下については定めのないものとする）という基準を定めており、「法科大学院履修規程」に明記している。

また、学事センターによって毎学期、成績評価状況の事後チェックを行い、各所属長に偏りなどの状況を伝達し、必要に応じて検討を求めるようにしている。全学共通科目、語学科目については、全学教務委員会でもチェックを行っている。

どの学位課程においても、成績評価について疑問のある場合には、「成績評価確認願」の制度を設け、学生から成績に疑問のある場合、学事センターが仲介して教員に成績評価に係る再確認を求めることができる。

GPA制度は、すべての学位課程で導入している。GPAは各学生に開示しており、自身の学習状況の把握及び学習意欲の向上、具体的な学習目標の設定に資するようになっている。「上智大学学則」第55条第3項及び4項にGPAの取り扱いについて「Aにつき4.0、Bにつき3.0、Cにつき2.0、Dにつき1.0、Fにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目（W、N、P、X、Iとして表示された科目を除く）と定めており、留学審査や奨学金の採用、学生指導等に用いている。

3. 卒業・修了要件の明示、学位授与に係る責任体制及び手続の明示、適切な学位授与

学士、修士、博士、専門職学位の授与は、各学位プログラムにおけるディプロマ・ポリシーを踏まえ、「上智大学学則」第57条、「上智大学大学院学則」第21条、第21条の2、第21条の3に定め、そこに定める要件に基づいて、学事センターにて要件認定の手続・流れを定めた上で、全学的な共通理解の下で行っている。

また、学士課程においては第57条第2項により法学部、経済学部、総合グローバル学部、国際教養学部、理工学部では、本学に3年以上在学し、卒業に必要な所定の授業科目の単位を優秀な成績をもって修得し、本人が希望する場合には当該学部の教授会の議を経て学長が早期卒業を認定している。

修士課程、博士課程においては、「上智大学大学院学則」第21条第3項、第21条の第2から4項に基づき、早期修了を可能としている。

学位授与（卒業判定及び修了判定）に際する判定の流れとしては、学科・専攻及び学事センター両者にて単位の修得状況及び修業年限を確認し、その後、学部は各学部の教授会、大学院は各研究科委員長が委員である大学院委員会を経て、学長が卒業を認定し、学位授与を行う。

各学位課程プログラムの卒業要件に関しては、学部履修要覧、大学院履修要綱、法科大学院履修要綱、Bulletin of Informationにて記載し、大学ホームページにもPDF版を掲載している。

教学支援システム「Loyola」では、「自己判定機能」を持たせて学生自身で学部履修要覧、大学院履修要綱、法科大学院履修要綱、Bulletin of Informationとあわせて卒業必要単位を確認できるようにしている。

4. 学位授与を適切に行うための措置

(1) 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示、学位審査及び修了認定の客観性、厳格性を確保するための措置

学位論文の審査基準は、論文の審査が要件となっていない専門職学位課程を除き、大学院履修要綱の各研究科の博士前期課程、修士課程、博士後期課程のページの冒頭及び大学ホームページに論文審査基準を掲載し、内容を明確にするとともに学生に予め周知している。

学位論文若しくは特定の課題の審査についての手順・手続に関しては、どの研究科も大方定めている。明文化（規程化、学生配付資料等など）まで至っているのは神学研究科、文学研究科、総合人間科学研究科、経済学研究科、言語科学研究科及び理工学研究科である。手続・手順を定めてはいるものの明文化ができていないとしているのは、文学研究科（博士前期課程）、実践宗教学研究科、法学研究科、グローバル・スタディーズ研究科及び地球環境学研究科である。

提出から審査までの流れは、修士論文と博士論文で以下のとおり実施している。

修士論文に関しての流れは、学生が履修登録を行い、各専攻で定められた提出先（専攻主任/指導教員/学事センター窓口/専攻事務室）へ提出する。その後、専攻にて口頭試問、発表会等を実施し、教員が採点を行い、採点結果を学事センターに提出する。

博士論文に関しては、課程博士と論文博士により異なるところがあるものの、フローチャート図にまとめ、『教務事務の手引き』に明示している。

学位論文審査の厳格性・客観性を担保するために、ほぼ全ての専攻で複数人での審査、審査員に他大学の教員を入れる、研究科委員会にて判定を行う等の客観性を担保する工夫を行っている。

⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

<評価の視点>

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

現状説明

1. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

2015年にIR推進室を設置したことにより、IRの体制を整備した。毎年一般社団法人「大学IRコンソーシアム」の学生調査にて一年生調査及び上級生調査の学生調査を実施（2018年度には卒業生調査も実施した）、その結果の分析をIR推進室にて行い、学内会議体等（学部長会議など）を通じて教職員に報告し、カリキュラム編成や授業方法の見直しに活用してきた経緯がある。

現在、本学では教養教育、語学教育、専門教育が有機的につながるように、教育体系の見直しについて、学部長会議の下に基盤教育検討ワーキンググループを設置し、素案を作り、学部長会議にて見直し内容の検討を行っている。

基盤教育検討ワーキンググループの初回で、「学修成果の可視化」に向け、教育体系の見直しの流れで検討することが望ましいとする方向性が示され、IR推進室にて実施していた2014年度に行った本学独自の学生調査、2015年度より実施している一般社団法人「大学IRコンソーシアム」の学生調査（調査項目：知識・能力の獲得状況）のデータ分析結果を共有した。

さらに、学生の成長実感（主体的評価）に関する一年生調査及び上級生調査の結果分析、2018年度に実施した卒業生調査の「大学時代に身についた能力」「役にたっている能力」「身につけておきたかった能力」の結果分析について、世界的な学修成果測定の動向を見据えつつ、「本学を卒業したらどのような能力が身につけているべきか」という検討を行っている。「科目体系化の道筋を示す上で、身につく（ついているべき）能力が明確になっていた方がよい」という一定の方向性を確認した。

ただし、現在は「何を学習成果として定義するか」という議論を行っている最中であるため、指標の適切な設定、全学的な学習成果の測定方法を検討中である。

2. 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

全学的な共通の取り組みとしては、1年次配当の語学必修科目（文学部英文学科、外国語学部英語学科、国際教養学部、理工学部物質生命理工学科グリーンサイエンスコース、同機能創造理工学科グリーンエンジニアコースを除く）である「Academic Communication 1」「同2」の授業の効果検証及び学生自身の1年間での英語力の伸長を測るために、履修期間中に「AC-TEAP（TEAP 4技能試験）」の受験を履修者全員に義務付けており、「Academic Communication 2」に関しては、同試験の結果も含めて評価されることとなっている。

試験の分析・効果検証等は、言語教育研究センターで行い、分析結果は学部長会議等の会議体で毎年報告がなされている。学生の英語能力向上につながるような技能別科目を開発し、2017年度より2018年度のAC-TEAPのスコアが上がるという結果になった。

各学部・学科、研究科・専攻単位で独自の取り組みとしては、在学生に対して神学部、文学部、社会学科、法学部、経済学部、総合グローバル学部、国際教養学部、理工学部、実践宗教学研究科、総合人間科学研究科、経済学研究科、言語科学研究科及び理工学研究科では独自にアンケートを実施しているが、その内容は学習成果の把握というより、教育プログラムの改善等に資することを主目的としている。最終学年向けのアンケートを実施

しているのは総合グローバル学部、国際教養学部であるが、これらも翌年度以降の教育プログラムの改善等を目的として実施している。

卒業（修了）後、一定の年限を経過した卒業（修了）生に対する取り組みは、多くの学部・研究科において個別で実施しているのは、学会や同窓会の場で、機会があれば懇談等を行っている。

なお、法曹養成専攻（法科大学院）においては、1年次から2年次への進学、2年次から3年次の進学の際に、到達度確認試験を実施しており、学生の学習成果を図る材料としている。

その他、少人数のインタビュー、修士論文発表会、キャリアセンター主催の産学懇親会の場で個別聴取を実施している組織がある。

大学全体としての学習成果の測定方法に関しては、現在検討中であるため、PDCAの体制はまだ確立されていない。学問の独立性と統一基準とのバランスを取りながら、大学として「何を学習成果とするのか」を早急に定め、指標及び測定方法などを確立し、把握していく必要がある。

⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
・学習成果の測定結果の適切な活用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

教育課程及びその内容、方法の適切性については、毎年、翌年度のカリキュラム編成にあたり、学長が3つのポリシーを前提とした学部及び大学院それぞれの「カリキュラム作成等に関するガイドライン」を定め、このガイドライン（方針）に基づき、各学部・研究科で点検、検証及び見直しを行っている。具体的には、ガイドラインに沿ったカリキュラム編成について検討し、学部教授会又は研究科委員会での審議を経て、カリキュラム案として学事センター長へ提出している。学事センター長は、カリキュラムに係る全般的な形式チェックを行うとともに、ガイドラインに定める当該年度のカリキュラム編成の方針に沿った内容となっていることを確認のうえ、学務担当副学長を経て、学長に提出し、学長が同案を最終的に決裁している。学事センター長の確認段階において、カリキュラム編成方針に則る内容でない場合、当該学部・研究科へ差し戻し再考を求めている。

また、全学共通科目については、例年春学期の全学教務委員会において、翌年度の全学共通科目カリキュラムの編成方針について審議され、これに沿ったカリキュラム案が全学教務委員会副委員長（学事センター長）及び全学教務委員会委員長に提出される。語学科目に関しては、ガイドラインに沿って言語教育研究センターにてカリキュラム案を作成している。全学共通科目・語学科目のカリキュラム案は、ともに10月開催の全学教務委員会における協議を経て、学長に提出している。

これらの全学的な適切性の検証プロセスのほか、学部・研究科においては教授会その他

の会議体で適宜検証が行われているが、その詳細を十分に集約又は確認する全学的な体制とはなっておらず、学習成果の測定をはじめとする具体的な結果や改善の状況を把握するには至っていない。

基準5 学生の受け入れ

①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

<評価の視点>

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
 - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

現状説明

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定し、大学ホームページで公表している。

学部・学科のアドミッション・ポリシーは大学ホームページのほか、入試形態や前年度の入試結果をまとめた冊子『入学試験資料』にも掲載している。

専門職大学院である法曹養成専攻（法科大学院）では、大学ホームページのほか専攻ホームページにも公表している。

学士課程では、①大学全体のアドミッション・ポリシー、②各入試におけるアドミッション・ポリシー、③各学部・学科におけるアドミッション・ポリシーの形で示している。

大学全体のアドミッション・ポリシーはカトリシズムの精神を基盤に、キリスト教ヒューマニズムの涵養、他者に仕えるリーダーシップの涵養、グローバル・コンピテンシーの養成、幅広い教養と専門分野の知識・能力の修得の4つを柱に掲げている。各入試におけるアドミッション・ポリシーは一般入試と特別入試に区分して設定している。

研究科は専攻ごとに課程別（修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定している。

入学希望者に求める水準等の判定方法は、各種入学試験要項に「選抜方法」「選考方法」の項目を設け、明示している。

現在設定しているアドミッション・ポリシーは、2017年4月から施行された、3つのポリシーの一体的な策定・公表を義務化する学校教育法施行細則改正に合わせ、2016年度に見直したものである。本学の建学の理念、教育の精神、教育研究上及び人材養成の目的を踏まえ、3つのポリシーが一体性を持ち、整合性を担保できる形になるように見直した。

学部・学科のアドミッション・ポリシーについては、「②各入試におけるアドミッション・ポリシー」で設定した学力の3要素「知識・教養・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・対話性・協働性」との関係を意識しながら見直した。

研究科のアドミッション・ポリシーも学校教育法施行規則改正に合わせ、どのような能力を持った学生を求めているかとそれに対する入試形態の記述を意識しながら、2016年度に見直した。

学部・学科、研究科・専攻それぞれで受け入れたいと考えている学生については、「以下のような学生を受け入れます」、「求めています」という記述に続ける形でアドミッション・ポリシーに明示している。一方、学部・研究科において3つのポリシーを見直した後、それぞれのポリシーが連動した形で設定されているかの検証には至っていない。

情報の得やすさや理解しやすさへの配慮については、大学ホームページの「学部・学科の3つのポリシー」、「研究科・専攻の3つのポリシー」に掲載しているほか、「教育研究活動等の情報公表」のページからもリンクでアクセスできるよう配慮している。

学部については、『入学試験資料』を進学相談会やオープンキャンパスなどで配付している。

②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<評価の視点>

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

現状説明

1. 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

学生募集については、大学ホームページに「上智大学受験生サイト」を設け、オープンキャンパスや進学相談会などのイベント情報や入試情報を更新している。毎年、四谷キャンパスでオープンキャンパスを実施し、各学科の教員と学生が相談に応じている。大阪サテライトキャンパスではミニオープンキャンパスとして実施している。

また、アドミッション・アドバイザーとして任命された職員が学内外で開催する進学相談会で入学試験制度の説明や各種相談にあたりるとともに、教員が高校や予備校に出向き、専門分野の紹介や本学の入学試験制度、教育の特色等を説明する出張授業を行っている。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って以下のとおり実施している。

学部では、「各入試におけるアドミッション・ポリシー」を設定し、入学者選抜を行っている。一般入試として学科別入試、TEAP利用型入試を実施し、特別入試としてカトリック高等学校対象特別入試、指定校制推薦入試、公募制推薦入試、海外就学経験者（帰国生）入試、外国人入試、IB（国際バカロレア）入試を実施している。このほか、国際教養学部入試、理工学部英語コース入試では、多様な人材を広く世界から受け入れるため、書類選考による選抜を行っている。

研究科では各専攻のアドミッション・ポリシーに沿った形で専攻ごとに募集し、入学者選抜を行っている。

2. 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

入学者選抜の運営体制は、2017年度より高大連携担当副学長を配置し、高大連携に関する方針、計画、実施に関する事項及び入学試験（入試広報を含む）に関する事項を従来の学務担当副学長の分掌から移管し、業務にあたっている。

また、学生確保のための方針、学生募集に関する事項、入学試験の制度、実施に関する事項、入試広報に関する事項、高大連携に関する事項を協議する高大連携企画委員会を月1回開催するとともに、入試実施事務連絡会議を年3回、又は必要に応じて開催する体制

を整備している。

3. 公正な入学者選抜の実施

学部・研究科の入学試験要項や入試統計など入試に関する情報は、大学ホームページに公表している。選抜方法の変更を予定する場合も、予め大学ホームページに公表しており、入学者選抜は入学試験要項に基づいて実施している。

入学者選抜にあたり、志願者が必ず受験する指定科目を偏差値法により標準化するとともに、選択科目も同様に標準化した上で総合点を算出することで、どの試験科目を選択しても公平に判定できるように実施している。

入学者選抜実施後は一般入試の解答及び標準的な解答例を大学ホームページで公開し、不合格者に対し、希望により第1次試験の得点を開示している。

一般入試、特別入試の志願者数及び合格者数は大学ホームページで公開している。

4. 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

受験に際し、特別な配慮を必要とする志願者には申請期間を設けて個別に対応している。大規模災害に被災した志願者には、出願前に申請することで入学検定料の免除を行うなどの特別措置を行っている。

③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<評価の視点>

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

現状説明

学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数は、入学定員に対して適正な数となっている。2016年度の機関別認証評価において、大学基準協会から、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、理工学部機能創造理工学科が努力課題の指摘を受けたほか、編入学定員に対する編入学生数比率について、神学部神学科が1.56と高く、努力課題の指摘を受けた。

現在は各種入制度ごとに合格判定を慎重に行うことで学部の入学定員を厳格に管理するよう努めており、改善している。

大学院では入学者数を増やすための方策として、各専攻で入試説明会を行うとともに、説明会の情報を一元化する形で大学ホームページに設けている。

例として、文学研究科では、主に高校生を対象としたオープンキャンパスで大学院入試に関する説明や、在学生の保証人を対象とした地域懇談会で大学院に関する情報提供を行うなど、情報提供の機会拡充に努めている。

学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持している。

大学基準協会からは2016年度の機関別認証評価において、学部に対し、収容定員に対する在籍学生数比率が高いとして、文学部哲学科、総合人間科学部心理学科、同社会福祉学科、理工学部機能創造理工学科が努力課題の指摘を受け、外国語学部ドイツ語学科、同フランス語学科、同ロシア語学科、同ポルトガル語学科が改善勧告の指摘を受けた。現在は入学定員管理について厳格に努めながら学年進行しており、改善している。

同様に、研究科については、収容定員に対する在籍学生数比率が低いとして、法学研究科博士前期課程が努力課題の指摘を受けたが、現在は入試説明会を開催し入学定員管理に努めるとともに、新コースに関する検討に着手している。

現在、言語科学研究科博士後期課程では収容定員充足率が大学基準協会の目安とする数値を上回っており、在籍学生数が多い状況となっている。在籍が修了年限より長い学生には少しでも早い修了となるよう各指導教員が適宜指導を行っているが、働きながら在籍している学生もいるなどの理由から、一律に修業年限内に修了するのは難しい状況となっている。

④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

入学試験結果に基づき、見直しを行っているほか、学内の各種データを活用し大学改善を図る全学的なIR（Institutional Research）の分析対象の一つとして、入学から卒業までの学習成果を可視化するために入学後の成績推移を調査しており、これらの分析結果も活用しながら見直しを行っている。

高大連携担当副学長のもと、毎年度、各学部・学科、各研究科・専攻からの提案を受け、高大連携企画委員会及び大学院委員会で募集人数や選抜方法について見直している。

委員会での見直しを受け、細かな出願資格条件等に都度修正を加えるなど、学生の受け入れの改善・向上に努めている。

基準 6 教員・教員組織

①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

<評価の視点>

- 大学として求める教員像の設定
 - ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
- 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

現状説明

1. 大学として求める教員像の設定

大学の「求める教員像」として、「カトリック大学に勤務する教員として、本学のイエズス会的教育精神を深く理解し、協力して教育・研究に携われる人材」を全学的に定めている。具体的な「求める教員像」は各組織において設けているものと認識している。学部・学科は、大学の理念、「グランド・レイアウト 2.0」を踏まえてそれぞれの教員組織としての将来構想に基づき、3カ年度を単位とした教員人事計画案を学長に示している。

2. 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

教員組織の編制について責任をもつ体制としては、「上智大学学則」及び「上智大学大学院学則」に基づき学部長会議、大学院委員会を設置しており、学部及び言語教育研究センターには教授会、大学院の各研究科には研究科委員会が置かれている。グローバル教育センターには運営会議が置かれている。

学部・研究科の教員組織の編制方針は、全学の方針を踏まえて策定しており、神学部及び神学研究科は「神学部（ならびに研究科）専任教員採用規定（内規）」において明文化している。一方で、明文化していない学部・研究科においては、学問分野のバランスを考慮するとともに、研究者としての専門的知見や能力、教育者としての適切な学習指導力、年齢、性別（男女の人数等）、国際性（外国籍教員・外国での学位取得率等）及び経歴など教員構成の多様性にも配慮する旨を主とした方針を構成員全体又は編制に責任を持つ学部長・研究科委員長などの役職者の引継ぎ事項として明示し、共有している。前述の3カ年度を単位とした教員人事計画案は、これらを踏まえた立案を行っている。

②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<評価の視点>

- 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- 適切な教員組織編制のための措置
 - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置

- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
 - ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
 - ・教員の授業担当負担への適切な配慮
 - ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置
- 学士課程における教養教育の運営体制

現状説明

1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

「上智学院職制」第3条において、上智大学に教授、准教授、講師、助教、研究員、助手の専任、嘱託及び非常勤の教員を置くことを定めており、それぞれ設置基準に定められた人数を充たしている。

2. 適切な教員組織編制のための措置

教育上主要と認められる授業科目への専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置を考慮するとともに、学部・研究科では採用時に学問分野に配慮しているほか、教育と研究の成果を上げる上で十分な教授指導が行える教員で構成するよう意識している。しかし、教員構成についての課題としては「教員組織目標を意識した教員採用の実施」「総額人件費管理と教員採用のバランス」が挙げられ、十分な状況にあるとはいえない。

研究科担当教員の資格は、「上智大学院担当教員選考基準及び審査手続に関する規程」に定められ、「大学院担当教員は、その担当する専門分野に関し、高度の研究・教育上の指導能力があると認められる者、又は特に優れた知識及び経験を有する者」としている。具体的には、指導教員Ⅰ（博士後期課程及び博士前期課程の研究指導及び授業を担当する者）、指導教員Ⅱ（博士後期課程の研究指導の補助及び授業、並びに博士前期課程の研究指導及び授業を担当する者）、指導補助教員（博士後期課程及び博士前期課程の研究指導の補助、講義及び授業を担当する者）、授業担当教員（博士後期課程及び博士前期課程の授業を担当する者）の4つに区分しており、指導教員Ⅰ及び指導教員Ⅱは教授又は准教授、指導補助教員は教授、准教授、講師、助教、他専攻所属教員又は非常勤講師のいずれかが資格審査を経て学長が承認することとしている。資格審査要件、指定の手続きについても同様に定められている。教員組織の年齢構成については、各教育組織において教員人事計画案を定める中で、性別の構成、国際性を含め教育研究活動の継続性に鑑み、留意するよう周知しており、現に著しい偏りは生じていない。2018年5月1日現在の教員数をみると、計1,499名のうち、男性955名、女性544名となっている。また、非常勤教員を除いた国籍別教員数をみると、日本以外に21の国籍の教員がおり、計543名のうち、日本458名（84%）、日本以外85名（16%）となっている。

教員の授業担当負担への適切な配慮としては、専任教員の役職就任時及び育児・介護、疾病等による担当授業数の減免措置を講ずる場合がある。また、同種の事情を個別に判断した上で、担当授業へのTA配置やTA雇用時間の弾力的な運用を講ずる場合もある。

3. 学士課程における教養教育の運営体制

教養教育（全学共通科目）は全学的な協力体制の下運営することとなっているため、原則として専任教員が科目担当を行っている。また、必修科目の「ウエルネスと身体」

は文学部保健体育研究室にて、選択必修科目の「キリスト教人間学」に関してはキリスト教人間学幹事会にて、情報リテラシー、フルエンシー科目は情報科学教育研究センターにて、全学共通科目の中でも特にグローバル社会に対応する科目に関してはグローバル教育センターがカリキュラムを検討している。また、教養教育を広義に捉え、全学生が履修する科目では、語学科目は言語教育研究センターにて、教職課程・学芸員課程の科目については課程センターにてカリキュラムの検討をしている。

これら教養教育の運営を統合的に実現する体制として、全学教務委員会を置いている。学務担当副学長を委員長、学事センター長を副委員長とし、各学部の選出する委員（各2名）、保健体育研究室の選出する委員（1名）、グローバル教育センターの選出する委員（1名）、言語教育研究センターの選出する委員（1名）、学長が委嘱する委員（若干名、キリスト教人間学幹事会主任、課程センター長、情報科学教育研究センター長、学事センター長補佐（全学共通科目担当））で構成されており、本学における教育諸制度の改善及び教育の質向上をはかり、適正な教育課程を編成するため必要な事項について審議し、学長を補佐する役割を担っている。

③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

<評価の視点>

- 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
- 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

現状説明

専任教員の募集・採用・昇格等に関しては、「専任教員選考手続要領」に基づき学部・研究科が教員人事計画案について学長と協議した上で、人事委員会や理事会での議決を経て行われている。

具体的には、学部・研究科が専任教員の採用及び昇任（以下、採用等）を希望する場合には、募集・選考を開始する前に採用等案件に係る人事計画について、学長と協議を行い、学長は協議内容に基づき、教員人事計画案を作成し、人事委員会の審議、常務会の承認及び理事会の議を経て最終承認する。その後、理事会が教員人事計画を承認した場合、学部・研究科の所属長は採用等に係る教員の候補者の募集並びに選考を開始することができる。所属長は、採用等候補者を選考したときは、教員採用等候補者審査報告書、履歴書、業績一覧を添付して、学長に報告を行う。そして、理事会のもとに理事長が教員選考委員会を設置する。教員選考委員会において、採用等候補者の面接を行い、本学の理念や目的、「ブランド・レイアウト 2.0」及び学部・学科等の将来構想等と関連しているか否かについて審査を行う。最終的に教員選考委員会における審査を斟酌し、理事会において採用等の可否を決定している。

募集は原則的に公募とし、教育・研究力のみならず、社会貢献・大学行政への貢献も審査している。

また、特任教員の採用等に関しては、「上智学院特任教員の任用に関する内規」に基づき、実施している。

④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

<評価の視点>

- ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

現状説明

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学では、「上智大学学則」第3条第3項に、教授法や授業運営などの改善や教育活動に係る知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためにFD活動を実施することを定めている。また、「上智大学学則」第3条第4項及び「上智大学自己点検・評価委員会規程」第4条第2項に基づきFD委員会を設置し、その構成、役割、運営等については「上智大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に定めている。

FD委員会は学務担当副学長を委員長として、少なくとも毎月1回会議を開き（ただし、8月及び2月は開かないことができる）、全学のFD活動が持続的に実行されるよう、学長がFD活動の企画立案、実施計画の立案、評価等について決定するにあたり、意見を述べるとともに、各年度におけるFD活動の推進機能を併せもっている。

年間の活動計画については、FD委員会の下に置かれるワーキンググループで企画立案し、FD委員会で協議している。教員の教育能力の向上につながるものとして、EMI（英語を媒介とする授業）のための連続したワークショップ、教育課程や授業方法の開発及び改善につながるものとして、著作権、アクティブラーニング等に係る講演会を企画・開催しており、2018年度は26回開催し、参加人数は延べ795人だった。

2017年度実施の大学院生アンケート結果により、修士論文製本代徴収の廃止に繋がったという実績も見られた。これらの取り組みは、FD委員会が発行している広報誌である『FD NEWS』や上智大学FDホームページで周知している。

各学部・研究科ではFD委員会に年度計画を立てて予算申請を行い実施している。各学部・学科においても、独自に授業アンケートを実施しており、その結果は各教授会で報告されるほか、FD委員会でも報告されている。

学部・研究科独自のFD活動の方針については、考え方はあるが明文化していないという学部・研究科が多いが、経済学部の「経済学部FDアンケート実施要領」、実践宗教学研究科の「上智大学実践宗教学研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会内規」のように独自に明文化している例も見られる。

2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

大学としての教育改善及び資質向上に関する取り組みとしては、学生による授業アンケートを行っている。特に全学共通科目においては、2015年度から授業アンケートの結果をもとにGood Practice表彰を実施し、学内外に科目と担当教員を広く周知している。その他、講演会や研修会の開催やランチミーティングによる教員の意見交換の場を設けるなどしている。

また、教員の教育・研究水準向上と意欲増進を目的として、在外研究・特別研修制度を設けている。加えて、教員の社会貢献等諸活動の活性化や資質向上を図るための取り組みとして、「上智学院教員評価規程」を定め、上智の理念の反映、研究活動、教育活動、大学運営活動に加えて、社会貢献活動も評価対象としている。

教員の業績評価については、「上智学院教員評価規程」に基づき、理事長、担当理事、学長、副学長、局長等により構成された全学評価委員会で教員が提出する教員評価自己評価内容を審議し、優れた業績を挙げた教員を選出している。優れた業績を挙げた教員に対しては、教員活動推進奨励手当を支給している。

⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

教員組織に関する自己点検・評価としては、人事委員会（8月を除く毎月開催）及び人事計画等検討専門委員会（年3～4回開催）における審議を通して、「教学組織（学部・学科、大学院及び研究所）の自律性を尊重した組織目標設定とPDCAの運用」「教員のパフォーマンス向上を目指す教員個人評価改善策の実行」「学部・学科及び研究所にかかわる再編策の立案及び決定」について定期的な見直しや再検討を行っている。これらは人事委員会、人事計画等検討専門委員会における審議・検討を経て教学系会議体（学部長会議、大学院委員会等）や学長・副学長との協議を経て行っている。

また、FD活動については、各学部研究科で実施された講演会やアンケートについて、報告様式を定め、FD委員会に報告することとしている。

基準 7 学生支援

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

<評価の視点>

○ 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

現状説明

学生支援全般については「グランド・レイアウト 2.0」の「学修支援・学生生活支援計画」に沿って整備している。なお、2019 年度からは後半 5 年間の目標を再設定し、「グランド・レイアウト 2.1」の「学生生活支援計画」として、健康管理体制の充実、奨学金制度の整備、キャリア教育・就職支援及び多様な学生に対応する支援の見直し、共生社会の実現を目指したプログラム実施及び社会貢献活動の支援、学生交流の支援を掲げている。

障がい学生の修学支援については「上智大学障がい学生の修学支援に関する基本方針」を定めているほか、ハラスメントのないキャンパスを目指すために「ハラスメントに関する基本方針」を定めており、大学ホームページで公表している。

明示方法として、入学時の学生には、冊子『Sophians' Guide』を配付し、入学後すぐの「オリエンテーション・ウィーク」内で実施される「学生生活ガイダンス」にて支援の方針、支援の内容等を説明している。外部に向けては大学ホームページには「在学生の方」のページに「学生生活サポート」としてアクセスしやすいよう、まとめて掲載している。障がい学生の修学支援については、学生向けに『障がい学生への修学支援』として案内を作成し、問い合わせや相談時の説明に活用している。教職員向けには『障がい学生の修学支援 教職員の手引き』を作成・配付し、方針・支援内容への理解を深めることができるよう、工夫している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点>

- 学生支援体制の適切な整備
- 学生の修学に関する適切な支援の実施
 - ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
 - ・ 正課外教育
 - ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
 - ・ 障がいのある学生に対する修学支援
 - ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
 - ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
 - ・ 退学希望者の状況把握と対応
 - ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- 学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- 学生の進路に関する適切な支援の実施
 - ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
 - ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

現状説明

1. 学生支援体制の適切な整備

学生支援の運営体制は、学生総務担当副学長を配置し、奨学金、課外活動、キャリア形成等の学生生活全般に関する事項について業務にあたっている。学生支援を統括する部署として学生局を配置し、学生センター、保健センター、カウンセリングセンター、キャリアセンターを配置している。これらの部署に学事センター、グローバル教育センターを加えた事務部署は本学の2号館1階に配置し、学生がシンプルな導線で申請や相談ができるようになっている。保健センターは課外活動施設があるホフマン・ホールにあり、カウンセリングセンターは静かな環境に配慮した設置となっている。

修学支援に関しては学事センター及び学生の所属学部・学科、研究科が連携して担当している。経済支援、正課外活動を含めた学生生活支援全般については学生センターが担当している。受入留学生の生活支援・修学支援はグローバル教育センター、学事センター、学生センターが連携して担当している。障がいのある学生の修学支援は学生センターが窓口となり、必要に応じ各部署と連携して対応している。学生の心の問題に関する支援はカウンセリングセンター、保健衛生及び安全への配慮の支援は保健センター中心に、学生所属の各学科・専攻と連携して対応している。

キャリア支援を行う体制としては、学生総務担当副学長の下に学生局キャリアセンターを設置し、キャリアセンターを事務局とし、年4回開催しているキャリア形成・就職支援委員会にて、キャリア教育及び就職活動における基本方針に関する事項、組織間の連携に関する事項、進路・就職の相談に関する事項、求人の開拓に関する事項等を協議し、支援について決定している。

課外活動の支援に関しては、学生総務担当副学長の下に、学生局学生センターを設置している。学生センターを事務局とし、定例的に開催している学生生活委員会で学生生活に関する事項を協議し、支援方針について決定している。

実際の支援については、「上智大学学生課外活動規程」及び「上智大学学生課外活動施行細則」に基づき、実施している。

2. 学生の修学に関する適切な支援の実施

(1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

学部では、各学部・学科のクラス又はゼミ単位でクラス主任を配置し、勉学に関すること、進路に関すること、その他学生生活上のさまざまな問題など、学生の指導全般を行っている。2018年度より、修学指導に特化する形で、履修計画、成績など学習全般に関する

相談、留学や単位の換算など海外就学に関する相談について指導・助言を行う教員をアカデミック・アドバイザーとして各学科に配置する制度を導入した。

大学院では、各学生の指導教員が学生の指導を行っている。

補習・補充教育に関しては、主に単位修得が不十分、若しくは成績不良の学生を中心に支援が必要と思われる学生、大学院ではさらに研究・論文執筆計画の立案が困難な学生に対し、適宜実施している

語学学習支援としてLLC(Language Learning Commons)を設置し、少人数グループで会話中心の無料レッスンを行う「外国語コミュニケーショングループ」や、「日本語学習サポート制度」、ランチを持ち寄り授業で習った外国語で交流する「Language Exchange」を実施しているほか、ライティングチューター制度(英語・日本語)を整備している。

国際教養学部では、英語で授業を行う関係上、英語での論文執筆能力を高めるために、グローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻に所属する学生を雇い入れる形で、学部独自にライティングセンターを設置している。

(2) 正課外教育

東日本大震災後からの取り組みとして、2014年度に福島県相馬郡飯舘村と、より豊かな人間性を育むことを目的とした相互交流を推進するための協定を締結した。協定に基づき、夏期休業期間中の一週間程度学生を派遣し、地元の中学生への学習支援や部活支援を実施している。

また、2017年度より、人口減少や高齢化が進む中、持続可能な集落地域づくりを考える機会として、宮城県南三陸町で漁業体験・民泊体験をする1泊2日のプログラムを実施している。

(3) 留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生の支援については、「上智大学留学生支援ネットワーク規程」を定め、留学生支援ネットワークの下、各部署と連携して支援にあたっている。事務局をグローバル教育推進室とし、学事センター、入学センター、グローバル教育推進室、言語教育推進室、学生センター、保健センター、カウンセリングセンター、キャリアセンター、管財グループの各部署の代表者で構成された「上智大学留学生支援ネットワーク連絡会」を各学期に1回実施し、留学生支援に関わる具体的改善策の協議、上申及び実施、関係部署間の調整、情報共有、行事等の実施について検討している。

本学では近年、正規生として日本語で授業を行う学科に入学する留学生も増えていることから、留学生支援ネットワークが中心となり、入学時に対象となる学生に参加を呼びかけ、履修登録、就職、奨学金等の内容を説明するガイダンスを実施し、円滑に学生生活を送ることができるようサポートを行っている。

また、日本語による意思疎通が難しい学生のために、カウンセリングセンターに英語で対応可能なカウンセラーを配置して、相談に応じることができる体制を整えている。

本学の直営寮として東京都世田谷区に祖師谷国際交流会館があり、日本人学生と留学生が共同で生活している。寮内では複数のリビンググループを作り、各リビンググループにはリーダーを配置している。リーダーは寮内での定期的なミーティングの開催や、要望の

とりまとめ、イベントの開催など、寮のまとめ役となり、寮生による寮運営への参画や寮文化の醸成を実現している。

2019年4月より新宿区信濃町にアルペ国際学生寮を新築し、供用を開始した。

(4) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援については、2017年に「障がい学生の修学支援に関する基本方針」を定め、支援を行っている。

支援を希望する学生が申請書、診断書、希望する支援の具体的内容を記した願書を学生センターに提出し、申請後、本人や、場合によっては保証人と面談して、困っていることや要望などを聞き取り、該当する授業の教員や学科長、学科や関係部署の担当者などと検討し、具体的な修学支援の内容を決定している。修学面の困難の程度は、授業ごとに変わる可能性があるため、学生センターにて随時本人からの相談を受け付けており、正課や課題を確認しながら、必要に応じて支援内容の見直しも行っている。

(5) 成績不振の学生の状況把握と指導、留年者、休学者、及び退学希望者の状況把握と対応

「上智大学学則」第40条に「連続する2か年で合計32単位以上を修得できない場合は退学とする」と定められており、そのような事態を防ぐために、GPA0.5未満の学生に対しては、学年末に所属学科から個別に連絡をし、学生生活や勉学計画を振り返り、今後の履修や勉強の進め方などについて指導及び相談する機会を設けている。これらの指導や相談を経ても勉学継続の意欲がないケースは、退学を勧告する場合もある。

留年者に関しては、上記の「成績不振の学生の状況把握と指導」に準じて学生所属の学科で面談・指導等を実施している。

病気・その他のやむを得ない理由で休学を希望する学生は、休学願を大学に提出する際には、事前に必ず所属学科・専攻の指導を受けてから休学願を提出することとなっている。

事情により退学を希望する学生に関しては、休学と同様、所属学科・専攻の指導を受けてから、原則として希望する退学の期日までに学生証を添付し、退学願を提出することとなっている。

なお、本学では再入学制度を設けており、学則第39条適用退学者（自主退学）、学則第40条適用退学者（32単位制等退学）、学則第60条適用退学者（本学違反行為処分）、学則第61条適用退学者（在学不適4項目処分）、学則第64条適用退学者（学費未納退学）のいずれかに該当する場合は再入学試験に出願することができる。

(6) 奨学金その他の経済的支援の整備

学内の奨学金制度として「上智大学修学奨励奨学金」、「上智大学・大学院新生奨学金」、「上智大学篤志家奨学金」を整備している。これらの奨学金は経済状況と学業成績に基づき採用を決定する出願制と、学業優秀者を顕彰する推薦制があり、全て給付型である。このほか、学外の奨学金制度として、「日本学生支援機構奨学金」や地方公共・民間団体の奨学金も取り扱っている。

家計急変者への特別措置として、家計支持者（父母）の失職・破産・会社の倒産・病気・

死亡・離別等又は火災・風水害、大規模災害による被災等により家計が急変した場合、学生センター経済支援担当の窓口にご相談することにより、特別措置を講じる場合がある。また、出願条件等はあるものの金利優遇措置を受けられる、国の教育ローン及び学院で提携している金融機関の教育ローンを紹介する場合もある。

外国人留学生（在留資格が「留学」）が出願できる奨学金の主なものとして、学内では「上智大学修学奨励奨学金」、「上智大学・大学院新入生奨学金」、「上智大学篤志家奨学金」、学外では「文部科学省私費外国人留学生学習奨励費」、「文部科学省国費留学生奨学金」や地方公共・民間団体の奨学金がある。海外留学を促進するため、交換留学・一般留学・短期留学に行く学生向けには、留学時の給付奨学金の制度を用意している。

申請等の手続き等については、教学支援システム「Loyola」に奨学金内容及び対象者別に情報を集約した掲示板を設け、学生に分かりやすいように周知の工夫を行っている。

3. 学生の生活に関する適切な支援の実施

(1) 学生の相談に応じる体制の整備

学生生活に関する相談窓口として学生センターを配置し、学生生活上のあらゆる悩み・問題が相談できるよう体制を整備している。窓口での相談以外に大学ホームページ上にも相談申し込みフォームを用意することで、相談への踏み出しやすさを工夫している。どこで相談したらよいかわからない場合でもまずは学生センターに相談してもらい、相談内容により、問題解決へ向けてのアドバイスや学内外の適切な相談施設の紹介を行っている。

カウンセリングセンターでは、学生生活の中でぶつかる大小さまざまな問題をカウンセラーと話しあい、具体的な対処・解決方法を見出す場として、日本語のほか、英語での対応も可能なカウンセラーを配置している。

このほか、各学部・学科にはクラス若しくはゼミ単位でクラス主任を配置しており、勉学、履修、進路に関すること、その他学生生活上のさまざまな問題について相談、指導、助言を受ける体制を整備している。

(2) ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

あらゆるハラスメントを防止し、公正で安全な環境における教育、研究、勉学、学生生活及び就業を保障するために、「上智学院ハラスメント防止等に関する規程」を整備している。

ハラスメント事案が生じた場合の相談窓口を、人事サービスグループ、公開学習センター、学事センター、学生センター、保健センター、目白聖母キャンパス事務センターに設置している。また、ハラスメント相談員に直接相談を行うことも可能とし、相談者に応じた多様な相談体制を整えている。相談窓口の周知に関しては、大学ホームページや『Sophians' Guide』で行っている。

ハラスメント防止のために教職員及び学生等に対する啓発活動として、パンフレットの配付や教職員向けのハラスメント防止に係る勉強会を実施している。

(3) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生が心身ともに健康な学生生活を過ごすことができるよう保健センターが支援して

いる。定期健康診断実施、医師や看護師による健康相談、応急措置、病院の紹介等を行っている。予約制による内科の医師への内科相談、精神科医師への心の健康相談、循環器医師による専門相談を実施している。また、夜間の怪我や急患の対応は、夜間も開講している上智社会福祉専門学校の保健室に看護師が待機し、対応する体制となっている。

学生は全員が入学時に「学生教育研究災害障害保険」へ加入している。この保険は教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の傷害事故や、通学中又は学校施設間の移動中に発生した傷害事故が対象として一定額の保険が下りるものとなっている。

心の問題についての相談は保健センターのほか、カウンセリングセンターにカウンセラーを配置し、予約制で1回につき10～45分の間で無料の面接相談を行っており、学部1年次生から大学院生まで、毎年約3,000人以上の利用がある。学生の心の問題について、対応の方法など教職員や保証人からの相談も受けている。また、自分を知るためのグループワークやワークショップやセミナーを開催するとともに、各種リーフレットや『カウンセリングセンターニュース』等を発行し、メンタルヘルスの向上、メンタルセルフケアの材料を学生に提供している。総合人間科学部看護学科の2～4年次生が学ぶ目白聖母キャンパスにも「目白聖母キャンパスカウンセリングルーム（相談室）」を設置し、週1回、半日（木曜日 12:30～17:00）開室し、カウンセリングを行っている。

学生センターでは学生生活上で起こりうるさまざまなトラブルの危険性を予め周知し、予防策、相談窓口、解決手段等を『Sophians' Guide』にまとめ、大学ホームページにPDF版、新入生には入学時に冊子を配付している。

（4）その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

ア. S S I C (Sophia Student Integration Commons)

2017年12月、学生同士のコミュニケーションを促進することを目的としてS S I Cを開設した。異なる文化や多様な価値観を持った学生同士が相互交流する Student Integration Programの拠点として位置づけ、留学生との交流を中心に日本文化紹介をはじめ、時期に合わせた学生同士の交流を軸にしたイベントを数多く開催している。

また、障がいのために配慮を必要とする学生の休憩・自習スペースとしても活用している。

イ. 学生寮

本学の直営寮として、枝川寮（男子寮）、祖師谷国際交流会館（男女寮）、アルペ国際学生寮（男女寮）がある。枝川寮はプライベートを重視したワンルームマンションタイプの作りとなっている。

一方、祖師谷国際交流会館とアルペ国際学生寮はともに入寮生に対して各寮のミッションとビジョンを示し、それを共有できる学生を寮生として選考している。寮では複数のリビンググループを作り、各リビンググループにはリビンググループリーダーがおり、寮生内での定期的なミーティングの開催や、要望のとりまとめ、イベントの開催など、寮のまとめ役となり、寮生による寮運営への参画、寮文化の醸成を実現している。

ウ. 祈りの部屋

本学はイスラーム研究センターのほか、中東やアフリカを含めた協定校ネットワークを拡大、東南アジアとの交流促進を目的とした留学プログラムSAIMSの構築など、異なる文化や宗教、国籍を持つ学生や研究者が多数集う教育研究環境を有している。学生・教職員の国籍・文化・宗教などの更なる多様化に対応するための施策の一環として、ムスリム等の学生や教職員が祈りを捧げる部屋をキャンパス内に開設している。

エ. 託児室

「子育てをしながら安心して学び、研究できる大学」を目指し、株式会社小学館集英社プロダクションと提携して、託児室を開設しており、利用者のうち学部生と大学院生については利用料金の補助を行っている。

4. 学生の進路に関する適切な支援の実施

(1) 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

キャリアセンターでは、開室時間には、就職や進路に関するさまざまな質問、相談を受け付けている。

資料として過去3年分のエントリーシートや面接での留意点、就職活動全体を通してのアドバイス等が記載された『就職活動体験報告書』を業種別に保管しており、就職活動している学生が閲覧できるようになっている。また、各種新聞、経済、ビジネス誌等の情報誌、各種リーフレット、参考図書を配置している。

キャリアセンター内のPCではOB・OG情報、求人票・インターンシップ情報を検索・閲覧できるようになっている。また、ガイダンス日程、本学学生を積極的に採用する企業の求人、インターンシップの募集要項については、教学支援システム「Loyola」にて検索できるようになっており、学内外のPCから参照可能となっている。

(2) 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

全学年を対象とした一連のガイダンスやセミナーを「Self-Discoveryプログラム」と位置づけ、将来の自分像を思い描き、そのために大学時代に何をすべきかに気づき、考え、行動のきっかけになるよう工夫している。

インターンシップに参加するための基本情報を提供し、事前準備として必要な業界の基礎知識や情報収集の方法を学ぶ「インターンシップガイダンス」、卒業生との交流をとおして、社会人の考え方や卒業後の進路を考える「卒業生協力プログラム」、企業人と交流の中から答えを探り、企業研究・自己分析を深める「JOB STUDY」、論理的思考力、コミュニケーション力の基礎を養うために、座学とワークに取り組む「集中講座」、語学力や大学で学んだことを活かして、グローバルな舞台で活躍したい人を対象に専門機関や企業で活躍する社会人、卒業生の話を通じて仕事内容や働き方を知る「国際派・留学経験者就職支援プログラム」を実施している。

主に3・4年次生対象のものは「就職支援プログラム」として位置づけ、就職活動を始める上での基本的なガイダンス、就職活動準備プログラム、企業の人事担当者、活躍している卒業生を招いたセミナーを実施している。

また、日本での就職を希望する外国人留学生向けに、「外国人留学生就職支援シリーズ」

として、日本の就職活動の特徴や基本情報の解説、留学生の先輩による就職活動アドバイス会、グループディスカッションや面接の練習ができるプログラムを実施している。

キャリアセンターの刊行物として、『卒業・修了者進路状況報告書』、就職活動を始める学生対象のガイドブック『SOPHIA JOBSEARCH GUIDE 就職活動の手引き』のほか、毎年新入生向けに『SOPHIA STYLE』を作成している。『SOPHIA STYLE』は将来を考える上で身近なモデルとなる在学生・卒業生のインタビューをまとめたもので、先輩たちがキャンパスで何を考え、どう行動してきたかを冊子として配付することにより、学生生活のヒントとすることを目的にしている。

5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

課外活動団体は、文化団体連合会、体育団体連合会、音楽協議会、演劇協議会、同好会愛好会連合の5つの組織に所属している大学公認団体と、そのいずれにも所属していない団体がある。

「上智大学学生課外活動規程」に基づき、「上智大学学生課外活動施行細則」第3条に定める手続きを遵守することにより、これに付随する本学の施設利用（ホフマン・ホール共同利用施設、教室、1号館講堂、11号館音楽練習室、体育館、真田堀運動場、秦野グラウンド及び秦野クラブハウス）、課外活動支援金に関する制度への応募、ホフマン・ホールサークル用小会議室の使用申請、大学行事への参加等の支援を受けることができる。

また、カトリック大学として同じ教育理念を有する南山大学と、毎年7月上旬の3日間に体育会の団体を中心に対抗試合を行い、両校の交流を深めるスポーツ対抗戦として上南戦を学生主催で開催している。

また、学生センターにボランティア・ビューローを設置し、大学のボランティア支援窓口として、各種情報の提供や支援活動を行っている。災害被災地の復興支援ボランティア（東北復興支援、熊本地震・九州豪雨災害復興支援、平成30年7月豪雨災害復興支援）を行う学生に対しては、経済的負担を軽減するために、交通費の補助を行っている。

2015年度より、「上智大学復興支援活動助成金（応募型）」を設け、被災地への継続的な支援と風化防止の一助を担うことを目的として、学生独自の目線で企画された主体的な復興支援活動のサポートを行っている。このほか、「ボランティア養成講座」として、手話講座、災害救援ボランティア養成講座、外国人おもてなし語学ボランティア育成講座などを開催している。

各種講演会を実施したり、学生やボランティア・ビューローの活動を紹介・報告する『ボランチ通信』を作成したりするとともに、ボランティア経験者と気軽に話ができる「ボラCafé」という場設けて学生のボランティアへの動機づけや主体的な学習にもつながっている。

なお、ボランティアに関する各助成の財源の多くは、学生の父母を中心とした団体である本学後援会からの寄付金である。

③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜評価の視点＞

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

学生支援に関する点検・評価については支援により主管する事務部署が異なるため、支援を点検・評価する組織（会議体）が異なる。

学生生活支援全般については、学長の下に学生センター長を委員長とした学生生活委員会を置き、8月と2月を除く月1回開催している。必要に応じて関係者の意見聴取を行った上で、支援の改善に関して学生センターより原案を提示し、学生生活委員会にて意見を徴し議論している。

見直しの基準としては、学生ニーズや時代的背景、活動実態との乖離が大きいことが認められた場合や、学生生活委員会にて意見が出たこと等をふまえ、改善が必要と考えられる事項について検討している。

また、改善の材料として、課外活動の案件では課外活動団体を中心として、各上部組織長の学生経由でアンケートを実施し、学生寮の運営に関しては、毎月1回リビンググループリーダーとミーティングを行い、学生寮の運営に関する意見交換を行っている。

なお、成果としては「上智大学学生課外活動規程」が実態ニーズに即したものの、かつ学生課外活動時間の延長などが加わり新たなものになったこと、奨学金制度の拡充・新設により、成績優秀者への奨励拡充や多様な学生受入支援に繋がり受給者数が増加したこと、寮の活性化と運営の円滑化等につながったことがあげられる。

進路支援については、学生総務担当副学長を委員長とするキャリア形成・就職支援委員会にて年4回開催する中で、進路状況を把握した上で支援内容の点検・評価を行っている。

留学生支援については、グローバル化推進担当副学長のもとに、上智大学留学生支援ネットワーク連絡会をおき、学期に1回の定例会の中で活動の点検・評価を行っている。

ボランティア活動については、ボランティア・ビューロー担当主任を委員長とした上智大学ボランティア・ビューロー運営委員会を設置し、点検・評価を行っている。

これら委員会での協議結果は、必要・内容に応じて、学部長会議、高等教育常務会などで共有している。

基準 8 教育研究等環境

①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

<評価の視点>

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

現状説明

教育研究等環境は「グランド・レイアウト 2.0」に沿って整備している。なお、2019 年度からは後半 5 年間の目標を再設定し、「グランド・レイアウト 2.1」の「上智学院の運営基盤に関する計画」として、施設・設備計画 I C T 計画を整備している。研究活動については「上智大学の将来計画」として、研究・学術交流計画を整備している。

これらの方針は学院ホームページに公表しているほか、冊子として学内教職員に配付している。

②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点>

○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（I C T）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

現状説明

1. 施設、設備等の整備及び管理

(1) 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

教育研究等環境は、「グランド・レイアウト 2.0」に沿って整備している。なお、2019 年度からは「グランド・レイアウト 2.1」として、「F. 上智学院の運営基盤に関する計画」「5. 施設・設備計画」「6. I C T 計画」に沿って整備している。

本学は四谷（東京都千代田区紀尾井町）、市谷（東京都千代田区四番町）、石神井（東京都練馬区）、目白聖母（東京都新宿区）、秦野（神奈川県秦野市）、大阪サテライト（大阪府大阪市）の 6 つのキャンパスを有し、校地面積の合計は 339,064 m²、各キャンパスの校舎面積の合計は 188,007 m²である。

大学設置基準上必要な本学の校地面積は 112,200 m²であり、大学設置基準上必要な本学の校舎面積は各学部・学科の収容定員 11,220 人に対して 64,920 m²であり、いずれも大学設置基準上必要な要件を満たしている。

四谷キャンパスには全学部・全研究科の学生が在籍し、施設・設備を共用している。市谷キャンパスは現在、主に理工学部情報理工学科が使用し、石神井キャンパスは神学研究

科が使用している。このほか、目白聖母キャンパスは主に総合人間科学部看護学科の2、3、4年次生が使用している。秦野キャンパスは体育施設を課外活動で使用しているほか、教育研修施設である秦野セミナーハウスをゼミ等で利用している。

なお、市谷キャンパスは、2019年度に売却する予定である。市谷キャンパス売却後の校地面積は、334,478 m²、校地面積は181,495 m²になるが、いずれも大学設置基準上必要な面積を満たしている。

校地・校舎などの責任体制は「上智大学施設管理規程」第4条第2項に基づき、財務局管財グループ長が学長の命を受け、管理責任者となり、大学施設の管理を総轄している。

校舎と校舎に付帯する設備の維持・改善管理は、管財グループが教育研究環境等の整備の充実に資するべく年度計画を立案し、企画委員会の小委員会として設置している建設委員会の審議を経て、上部会議体の決裁後に執行している。

校舎の整備状況については、2017年度より6号館（ソフィアタワー）の供用を開始し、建物の1階から6階及び17階を上智大学が使用し、7階から16階をオフィスエリアとして使用している。

現在、3、4、8、9号館の内装・設備・外装・屋上防水を含む全域の全面改修工事を行っており、今後も保有施設全数の状況に応じて、順次大規模改修を継続する。

施設・設備の維持及び管理は、学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮して、ビル管理法、消防法、建築基準法、電気事業法、省エネ法等の法令に則り、株式会社ソフィア・キャンパス・サポートに業務委託のうえ施設・設備の保守保全対策を実施している。

施設、設備等の安全及び衛生については、総合警備保障株式会社に学内の常駐警備を依頼し、連携を取り、日々の防犯対策に努めているほか、防犯上必要な箇所に防犯カメラを順次設置するとともに、夜間に1人となる受付等に非常通報装置を設置している。今後の計画として、防犯カメラを各建物の要所に設置予定である。このほか、消防法及び「上智学院四谷キャンパス消防計画」、「上智学院目白聖母キャンパス消防計画」に基づき施設設備の安全及び衛生に努めている。

また、管財グループは、施設設備の維持・管理のほか、法人全体の機器・備品の調達（購入並びにリース）、発注、検収に関する管理業務を行い、「機械備品等管理手続」及び「上智学院物品等購入手続」等の規程に基づいて業務を執行している。さらに、施設（教室、会議室）の使用や物品の貸出等に関する業務を行っている。

（2）学生の自主的な学習を促進するための環境整備

中央図書館地下1階には会話をしながらのグループ学習が可能なスペースとしてグループ学習室とラーニング・コモンズを設置している（③で詳述）。

2017年12月には、学生同士のコミュニケーションを促進することを目的とした交流スペースとして、11号館1階にSSIC開設した。

3、4、8、9号館の全面改修に伴い、理工学部の教育研究施設を集約させたほか、2018年度より9号館地下の食堂をアクティブ・コモンズとしてリニューアルし、グループ学習や少人数でのミーティングで利用できるようにし、プロジェクター等の学習機材の貸し出しを行っている。

(3) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

キャンパス環境の形成にあたっては、学生生活を快適に過ごせるよう、建物の改修において、快適なトイレを整備するほか、定期的な樹木の剪定、清掃、ゴミ回収、ゴミ処分を実施している。

昼食時における食堂の混雑緩和と利便性確保のため、学内各所でキッチンカーによる弁当販売を行っている。2015年4月よりムスリムの学生及び教職員向けにハラルフードの弁当販売を行っていたが、2016年9月より食堂としてオープンし、ハラル料理を終日提供できるようになった。

バリアフリーへの対応として、9号館地下の食堂からアクティブ・コモンズへの改修に合わせ、ピロティから地下までのエレベーターを設置したほか、メインストリートとピロティの段差を解消するためにスロープを設置した。

この他、宗教上の配慮として、ムスリム等の学生や教職員が祈りを捧げるための部屋を開設している。

(4) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

情報処理及び語学に関する教育・研究環境の整備は学術情報局情報システム室が担っている。メール、WEB等のサーバの管理、全学的なコンピュータネットワークの維持、コンピュータ（COM）教室、CALL（Computer Assisted Language Learning）教室、TVセンターの運用・管理を行っている。

ICT機器については、COM教室、CALL教室の整備を行うほか、教員・学生向けのノートPC及び事務向けPCなどの配備を行っている。

ネットワーク環境については、学内無線LANの配備及びeduroam（国際学術無線LANローミング基盤）の導入、各教室、研究室への有線LAN及び無線LAN環境の配備を行っている。事務部署向けには各事務室への有線LANを配備するとともに、一部の事務室、会議室への無線LANの配備を行っている。このほか、遠隔地キャンパスとの専用回線による接続も行っている。

このほか教材準備室を配置し、教員に対し、音声や動画の編集やPDFファイルなどの授業用デジタル教材の作成支援や、学習支援システム「Moodle」の操作に関する支援を行っている。

活用促進を図るため、マニュアルの整備や情報システム室ホームページによる情報の発信を行っている。

2018年度は教学支援システム「Loyola」並びに大学ホームページなどの主要なサーバをAmazon Web Service(AWS)に配置することにより事務用サーバのクラウド化を実施し、履修登録時の混雑緩和、セキュリティ向上、可用性の向上などが図られた。

2. 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

情報セキュリティに関する体制については、「上智学院情報セキュリティ基本方針」を制定し、「上智学院情報システムセキュリティ規程」に基づき、学術情報局情報システム室が所管部署として業務にあたっている。

学生及び教職員における情報倫理の確立を図るため、学生向け及び教職員向けに「情報

セキュリティハンドブック」を作成している。教職員向けのハンドブックはメール誤送信や重要情報の管理など、学生向けよりも実務に即した内容となっている。

また、教職員向けに情報セキュリティ研修を実施し、その中で情報倫理とセキュリティについても説明しているほか、2019年1月にはランダムに抽出した100名の職員を対象に標的型メール訓練を実施した。

③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<評価の視点>

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

現状説明

1. 図書資料の整備と図書利用環境の整備

(1) 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

学生の学習及び教員の教育研究活動の必要に即した形で、四谷キャンパスに中央図書館、法科大学院図書室、目白聖母キャンパスに目白聖母キャンパス図書室を設置している。

図書館の目的は「上智大学図書館利用規程」第1条に規定しており、「上智学院図書収集管理規程」に基づき、図書その他の学術情報資料を整備している。

中央図書館は学部・研究科の該当分野の図書、雑誌、電子資料を網羅的に収集しており、2019年3月現在、図書1,067,613冊、雑誌11,492タイトルを所蔵している。なお、2019年度末に石神井分館の閉館に伴い、カトリック神学関係の図書・雑誌は中央図書館に収蔵する。

図書、雑誌はほぼ開架式書庫で自由に閲覧可能となっており、学部学生用の図書は地下フロアを中心に配架し、研究用の専門書を上層階に配架することで、来館者の利用目的に応じた動線に配慮している。また、大学院生の研究室を中央図書館内に設置しているほか、研究機構に属する研究所も書籍の配架フロアに合わせて図書館内に配置するとともに、各研究所に関連する分野の図書を研究所に所蔵することで、教育研究の利便性を図っている。

地下1階には会話をしながらのグループ学習が可能なスペースとしてグループ学習室とラーニング・コモンズを設置している。3部屋あるグループ学習室にはそれぞれ電子黒板の機能を有するホワイトボードを設置しており、利用申込の上、グループで利用できる。ラーニング・コモンズには可動式の机や椅子、ホワイトボード等を配置しており、開館時間中は自由に利用できる。ラーニング・コモンズ内のカウンターでPCやプレゼンテーション用の機材を貸し出しており、2018年度は4,147件の利用があった。また、ラーニング・コモンズには大学院生スタッフにレポートや論文の書き方などの学習に関する質問ができる学習支援席を置いている。

法科大学院図書室は2号館にあり、2019年3月現在、法律関係の図書29,537冊、雑誌646タイトルを所蔵している。法曹養成専攻（法科大学院）所属の教員、法曹養成専攻所属の在学生、法学部所属の教員、法律学専攻所属の在学生が優先的に利用できる。

目白聖母キャンパス図書室は2019年3月現在、医療・看護学関係の図書36,672冊、雑誌432タイトルを所蔵している。

新刊和書は業者による見計らいを利用して網羅的に収集し、洋書は各学科から選出した図書選定委員による選定図書を中心に、必要度に応じて収集している。雑誌についても学部・研究科の該当分野を優先的に選定し収集している。その他、学部・研究科の該当分野の電子ジャーナルや電子ブック、データベースを優先的に購入し、館内及び学内で閲覧できる環境を整備している。

学生や教職員以外には、卒業生・修了生、公開講座（ソフィア・コミュニティ・カレッジ）受講生、千代田区立図書館利用者に開放しているほか、卒業生・修了生、研究者、千代田区民を対象とした館友会員制度を設けている。

（2）国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

学内の論文を収集し、学術情報リポジトリ「Sophia-R」の構築に努めるとともに、図書館ホームページからは学内図書館の蔵書検索のほか、国立情報学研究所が提供しているCiNii Books、CiNii Articlesのリンクを貼り、情報検索のツールとして利用を促している。他図書館とのネットワークについては、相互貸借サービス（ILL）の提供、日本カトリック大学連盟に加盟している図書館内での相互利用を行っている。

（3）学術情報へのアクセスに関する対応

滞在型図書館（場の図書館）を意識して、閲覧スペースを十分確保するとともに、図書館利用促進のための講習会、ツアー、イベントを企画実施している。各種イベントを図書館で実施することにより年間80万人の入館者数を確保し、電子資料の利用が増加しているにもかかわらず、貸出冊数は約16万冊を維持している。

（4）学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

2019年3月現在、中央図書館の閲覧席数は1,942席、法科大学院図書室の閲覧席数は30席、目白聖母キャンパス図書室の閲覧席は81席である。全体として、学生定員の15%程度の閲覧席を設置している。

中央図書館及び法科大学院図書室は平日朝8:00から夜22:00まで開館し、土曜日及び日曜日にも開館している。目白聖母キャンパス図書室は平日及び土曜日に開館し、石神井分館は金曜日のみ開館している。

2. 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

学生及び教員の利用に配慮し、図書館司書の資格を有する職員を配置しており、外部講習会や研修会に参加しているほか、館内の講習会（勉強会）を実施し、職員の資質向上に努めている。

④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点>

○研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（T A）、リサーチ・アシスタント（R A）等の教育研究活動を支援する体制

現状説明

1. 大学としての研究に対する基本的な考えの明示

研究に対する大学の基本的な考えは、「グランド・レイアウト 2.0」の研究・学術交流計画に基づいている。

本学では、建学の理念及び教育精神に則り、軍事的安全保障・デュアルユースを目的とした研究は実施しないこととし、これらを目的とした研究に係る外部資金の申請は認めないことを大学ホームページで宣言している。また、研究活動の成果が社会全体の利益に寄与することを目指すために「上智大学産官学連携ポリシー」を定めているほか、研究活動の成果を円滑に活用するために「上智大学知的財産ポリシー」を定めている。

本学の特色ある学術研究を体系的かつ効果的に行うとともに、人材養成及び研究成果の学内外への発信するための組織として研究機構を設置している。研究機構は常設研究部門、時限研究部門があり、常設研究部門は特色ある研究を継続的かつ計画的に実施することを目的とし、時限研究部門は外部資金を獲得した研究プロジェクトの存在を大学として公認、支援することで、研究活動の効果的な実施、研究レベルの向上、研究領域の拡充を図ることを目的としている。

このほか、建学の理念及び教育精神に基づき、研究機構に属さない附置研究機関として、モニュメンタ・ニポニカ、半導体研究所、グリーンケア研究所、生命倫理研究所、国際関係研究所、国際協力人材育成センターを設置している。

研究所・センターにおける活動の成果は、それぞれが定期的なジャーナルの刊行やシンポジウム・講演会の開催等によって継続的に公開している。また、毎年秋に「ソフィア・オープン・リサーチ・ウィーク」を開催し、各研究所・センターの研究成果を確認しあい、外部とも提携することで、本学の研究活動を幅広く発信する機会となっている。

研究活動を支援する体制については、学術研究担当副学長を配置し、学術情報局研究推進センターが所管している。研究推進センターでは、研究支援業務として科学研究費助成事業（科研費）など公的な競争的研究資金や各種民間団体等の研究助成資金の申請と獲得支援や受託研究・学外共同研究の契約交渉・締結に係る業務にあたるほか、産官学の研究交流を円滑に実施するための支援や知的財産管理に係る業務にあっている。

2. 研究費の適切な支給

教員に対する主な研究活動支援費用として、「学校法人上智学院各個研究費規程」に基づき、各個研究費（個人研究費）を毎年度支給している。

国内外の学会参加を目的とする出張について旅費を補助する学会旅費、本学の先進性・独自性・国際性に富んだ特色ある研究や、総合大学の特色を生かした学際的、組織的な研究活動を助成する学術研究特別推進費、学部長の推薦に基づき研究成果の発信等に要する費用を助成する個人研究成果発信奨励費、科研費など公的研究資金で間接経費が措置される事業を獲得（研究課題に採択）した研究代表者に対し助成する研究推進奨励費等の制度を整備し、研究活動を支援している。

3. 外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援としては、公募情報を随時提供するほか、科研費の応募に際し説明会を開催している。また、申請書類の作成支援や事前形式チェックなどを行うとともに、研究計画調書作成に関する教材の貸し出しを行っている。

科研費や受託研究・学外共同研究の採択件数は毎年増加している。また、私立大学研究ブランディング事業として、2016年度に「持続可能な地域社会の発展を目指した『河川域』をモデルとした学融合型国際共同研究」、2017年度に『人間の安全保障』実現に取り組む国際的研究拠点大学としてのブランド形成」事業がそれぞれ採択された。

4. 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

専任教員には原則として個人研究室を貸与し、照明、コンセント、情報コンセント、電話、什器の基本設備を標準として整備している。6号館の完成及び3、4、8、9号館の全面改修に伴い、理工学部研究室の再配置を行っている。

研究時間確保のための制度としては、研究時間確保を担保する旨を「上智学院就業規則」に規定しているほか、「上智大学教員特別研修制度に関する規程」及び「上智大学教員在外研究規程」に基づき研究専念期間（サバティカル）を整備している。また、出産・育児・介護等のライフイベントにより研究時間の確保が難しい教員に対し、研究支援員を配置できる制度を整備している。

5. ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

教育研究の活性化を支援するため、必要に応じティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）を配置できる仕組みを構築している。TA及びRAは、将来教員となりうる人材と若手研究者の育成を図るため、原則として本学の大学院に在籍する学生を採用している。採用にあたっては教員と合同で研修を行い、留意事項や必要なスキルなどを予め理解した上で実際の授業へ臨めるようにしている。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

<評価の視点>

- 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み
- ・ 規程の整備

- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

現状説明

1. 規程の整備、研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究活動上の基本的な倫理指針として「上智大学学術研究倫理に関するガイドライン」を定め、研究活動に係る不正行為や研究費の取り扱いにおける不正行為の防止に努めている。

研究費の使用に際しては「上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン」を定めている。

研究活動に不適切な行為が認められた場合の手続きなどについては「上智大学における研究費の不正使用に係る調査の手続きに関する内規」、「上智大学における研究活動上の不正行為に係る調査の手続きに関する内規」を定めている。

人を対象とする研究に関する倫理基準として、「上智大学『人を対象とする研究』に関するガイドライン」、「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会規程」を定めている。

動物を対象とする研究については「上智大学動物実験取扱規則」に基づき実施し、遺伝子組換えを伴う研究・実験に関しては「上智大学における遺伝子組換え生物の使用並びに安全管理に関する規程」を定め、安全かつ適切な遂行に努めている。

教職員の職務発明等に係る特許等の取り扱いについては「上智大学発明等規程」を定めるとともに、「上智大学発明委員会規程」を定めている。

これら一連の規程は大学ホームページに公表し、研究倫理の向上に取り組んでいる。

2. コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

研究倫理を遵守した研究活動を推進するため、全構成員（教員、職員、学生）を対象に、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を一体として実施している。採用・入学時に受講を求めるとともに、全学的な受講頻度は5年ごととしている。

また、意識啓発が肝要であることから、不正防止を徹底している旨を学長メッセージや「グラウンド・レイアウト 2.0」等を通して繰り返し伝えている。学術研究担当副学長は、学部長会議や大学院委員会で必要に応じて適宜（原則として春学期・秋学期各1回）不正防止について周知している。

研究費の適正執行については、各種ルールの統一や分かりやすい説明を行うとともに、研究活動の不正行為や研究費の不正使用の具体例を記載した研究不正防止リーフレット及び『研究倫理ハンドブック』を作成し周知徹底を図っている。

⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

施設・設備関連は法人全体では総務担当理事を委員長とする建設委員会、大学が管理する施設は学生総務担当副学長を委員長とする施設管理委員会を設置している。管財グループで立案した整備計画案をフィジカル・プラン等検討専門第2委員会で審議している。現在は四谷キャンパス外構、真田堀グラウンドについて、コンサルタントを交え検討している。四谷キャンパスは大半の建物が築後30年を越えていることから、安全性、利便性等の観点から順次改修計画を検討している。

ICT関連は経営企画担当理事を委員長とする情報システム委員会の下に、学術情報局長を委員長とする事務系システム小委員会、情報システム室長を委員長とする教研系システム小委員会を設置し、ハードウェア、ソフトウェアの更新やシステムの運用などを中心に見直しを行っている。情報システム室で立案した整備計画案をフィジカル・プラン等検討専門第2委員会で審議している。

図書館は図書館長を委員長とする図書館委員会を設置し、蔵書構成に関する事項、情報検索システムの運用・構築、利用者サービスに関する事項について見直しを行っている。毎年効果的な資料費の利用方法を検討しているほか、貸出用ノートPCの更新時にサービス方法等の見直しを行い、審議している。利用者からの要望があれば、現状の運用と照らし合わせ、各担当者間で改善点を検討し、修正点については運用マニュアル等に反映し、委託業者と共有している。

研究活動ではそれぞれの取り組みに応じ、点検・評価を行っている。

各個研究費をはじめとした研究費の執行にあたっては日々の経費処理で確認を行うとともに、全ての学内予算及び科研費等の外部資金で購入する全ての物品等に対し、現物と納品書等との照合を行う検収ステーションを設置している。

私立大学研究ブランディング事業及び学術研究特別推進費事業について「上智大学研究評価委員会規程」を定め、学術研究担当副学長を委員長とする研究評価委員会を設置し、評価を行っている。

教育研究等環境の改善・向上に向けた取り組みとして、以下を行った。

ICT関連では見直しにより、対外接続回線の性能向上、無線アクセスポイントの増設、ファイアウォールの更新を行った。また、2019年度より事務系システムを更新し、新たにOffice365の導入を進める。これにより、主に教員が利用する教育研究系ネットワークと主に職員が利用する事務系ネットワークでの情報共有などが促進できる環境が整いつつある。

施設・設備関連では、2020年度に3、4、8、9号館の改修が終了することで、理工学部各学科の教育研究施設の利便性が高まると思われる。改修を機に、学生や教員の安全衛生に配慮し、各フロアのトイレに緊急用シャワーを設置する。このほか、定期的な見直しではないが、9号館地下カフェテリアを見直し、問題点を解消するために改修を行った。

図書館では、資料購入予算における電子資料の割合を見直し、増額した。これにより時間と場所を選ぶことなく情報へのアクセスが容易となった。また、設備更新計画に基づき2019年度に入退館ゲートの更新、貸出用ノートパソコンの更新を行う予定である。

基準 9 社会連携・社会貢献

①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

<評価の視点>

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

現状説明

社会連携、社会貢献に関する推進の方向性は「グランド・レイアウト 2.0」に沿って明示している。なお、2019 年度からは後半 5 年間の目標を再設定し、「グランド・レイアウト 2.1」に示している。

「グランド・レイアウト 2.0」では内容に応じ、部署ごとに取り組んでいる。法人の全体計画では「ステークホルダーとの連携強化」を定め、総務局ソフィア連携室が主管部署として取り組んでいる。大学の研究・学術交流計画では「研究成果の国際的情報発信力の強化と社会還元の推進」について定め、学術情報局研究推進センターが主管部署となり、各教員をはじめ研究機構で取り組むとともに、法人及び大学が設置する各附置研究所においても取り組んでいる。学内外での学生の課外活動の活性化やボランティア・プログラムの充実、学生の主体的な社会貢献活動の支援については学生の学修支援・学生生活支援計画として整備しており、「グランド・レイアウト 2.1」においてもこれらの計画を継承している。具体的な取り組みは内容により、学生局学生センター、学事局グローバル教育センター、学事センターが主管部署としてそれぞれ取り組んでいる。

これらの方針は社会一般に対し、冊子（『学校法人上智学院グランド・レイアウト 2.0』、『学校法人上智学院グランド・レイアウト 2.1 第一期の経過報告と第二期に向けて』）及び学院ホームページ、『上智大学通信』にて公開している。

②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点>

- 学外組織との適切な連携体制
- 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- 地域交流、国際交流事業への参加

現状説明

1. 学外組織との適切な連携体制

現在、自治体、企業、国際機関等と協定を締結し、高等教育分野等での共同プロジェクト・研究の実施、教職員・スタッフ間の交流、本学学生が参加するインターンシップの実施、シンポジウムやセミナー等の共同実施等を展開している。

自治体では、福島県相馬郡飯舘村との相互交流協定（2014 年 6 月）、横浜市教育委員会との教育連携に関する協定（2016 年 5 月）、北海道八雲町との連携協定（2018 年 3 月）を締結している。

企業・団体では、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）との共同講座「グローバル人材育成モデル・カリキュラム」の開講（2012年秋学期から）、日本赤十字社とのボランティア・パートナーシップ共同宣言（2014年3月）、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大学連携協定（2014年6月）、一般社団法人共同通信社との教育連携協定（2015年4月）、ボルボグループとの産学連携協定（2014年10月）、ANAホールディングス株式会社との連携協定（2018年3月）、国際食文化交流協会との連携協定（2018年5月）、イオン株式会社、株式会社イオン銀行、株式会社イオンファンタジーとの産学連携協定（2018年6月）、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定（2018年9月）などがある。

国際機関、国際協力機関等では、教育機関と国連との連携を促す「国連アカデミック・インパクト（UNA I）」、国連が提唱する世界的な取り組み「国連グローバル・コンパクト（UNGC）」に加盟するほか、教育連携に関する協定を中心に、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際連合大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）、アフリカ開発銀行（AfDB）アジア代表事務所、米州開発銀行（IDB）、独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、などと締結している。

2. 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

（1）正課内授業（学外機関との連携講座、教育プログラム）に関する取り組み

本学では、学外機関との連携による正課授業を推奨しており、「上智大学連携講座取扱要領」により取り扱っている。2018年度は全46科目が学外機関の協力により開講している。例として、グローバル教育センターでは、どの学部・学科の学生でも履修できる全学共通科目として、グローバル社会に対応する高度な教養を身につけるだけでなく、自分の専門分野の学習をさらに深め、あるいは学際的な学びへと発展する動機づけをする講義を行っている。

また、グローバル教育センターでは学外の各種ネットワークを授業やプログラムに活用している。例として、カトリックイエズス会教育機関として構築している国際的なネットワークを生かし、海外での地域社会への貢献、関わりを考える実践型プログラム「イエズス会・東アジア5大学グローバルリーダーシップ・プログラム」を開講している。イエズス会5大学（上智大学、西江大学【韓国】、輔仁大学【台湾】、アテネオ・デ・マニラ大学【フィリピン】、サナタ・ダルマ大学【インドネシア】）から学生が集い、テーマに沿って学内での事前・事後指導及び現地での討論を行う内容となっている。また、教育連携に関する協定を締結しているグローバル企業、国際機関の日本代表部、国際協力団体、報道機関などの協力のもと、正課授業としてのインターンシップ科目を開講し、国内外で学生がさまざまな体験ができる場を提供している。

（2）学生の社会貢献に関する取り組み

学生局学生センターを主管部署として、福島県相馬郡飯舘村との相互交流協定に基づき、

村立飯館中学校との中学生との交流を実施するほか、北海道八雲町との連携協定に基づき、八雲町の人々との交流を通じて、町の産業・文化・歴史を学び、直接体験する中で八雲町や日本の産業について学びつつ、日本と世界の交流の在り方を考えていくことを目的として実施するプログラムがある。

また本学では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を共生社会の象徴的イベントとして捉え、教職員と学生による「ソフィアオリンピック・パラリンピックプロジェクト（SOPP）」が 2016 年 4 月から始動し、2018 年 6 月には学生団体「Go Beyond」が立ち上がった。「Go Beyond」の活動に際しては、ボランティア企画の実施、プロジェクト企画・運営、外部組織との連携等の支援を行っている。

（３）公開学習講座（「ソフィア・コミュニティ・カレッジ」）の取り組み

一般社会人向けに、地域社会の要請に応え、本学の学問研究の成果を広く社会に開放することを目的とした公開学習講座「ソフィア・コミュニティ・カレッジ」を開講している。大学院レベルの研究コースも加わり、教養・実務講座、語学講座、神学講座、及び産学連携プログラムを実施している。四谷キャンパス以外に大阪サテライトキャンパスでも一部の公開講座及び神学講座を開講し、一層地域社会に密着した連携講座を開講するとともに、情報ネットワークを活用して企業等学外機関及び同一法人中学高等学校での連携公開講座開講にも取り組んでいるほか、栃木県足利市が主催する公開講座に講師派遣も行っている。

（４）産学連携

産官学連携の研究実施に関しては、学際的、組織的な研究活動を推進することを目的に研究機構を設置しているほか、研究者自身も自主的に取り組んでいる。

産官学連携を円滑に進めるため学術研究担当副学長の下に研究推進センターを置き研究支援事務を行っている。また、本学における発明及び知的財産権の審査を行うための発明委員会を設置するとともに、知的財産権を適切に保護し、活用するために弁理士と顧問契約を締結しているほか、研究成果活用のために産官学連携コーディネーターを配置している。

本学における最新の研究成果を紹介するものとして『研究シーズ集』を発刊している。2015 年度より冊子からWEB版へ移行し、これまで以上に迅速かつ効果的に広く社会に発信できる体制を整えた。このほか、毎年秋に「ソフィア・オープン・リサーチ・ウィーク」を開催し、研究活動を広く発信している。また、大学で行われている講義や、国内外のさまざまな著名人を招いての講演会、オープンキャンパスの体験授業などの映像や資料を「Open Course Ware」として公開している。

産学連携の取り組みとして、理工学部では学部内に上智大学理工学振興会を設置し、理工学分野における教育研究活動と国内外の企業との連携を行っている。さらに、理工学部研究者と産業界や官公庁とのマッチングを推進するためにリエゾンオフィス（SLO：Sophia Science & Technology Liaison Office）を理工学振興会内に設置し、人的な連携も推進している。

（５）研究所・附置研究所等での取り組み

本学には、研究機構に属する研究所と研究機構に属さない附置研究機関等があり、それぞれの特徴ある研究活動を社会貢献活動に還元している。

例として、附置研究所の一つであるグリーフケア研究所は、社会人を対象としたグリーフケア人材養成講座を開講している。この講座は、本学の教育精神である「他者のために、他者とともに」を体現するもので、医療、保健、社会福祉、介護、教育、宗教活動、その他、さまざまな臨床の現場において急速にその必要性が認識されつつある、グリーフケア、スピリチュアルケアを提供できる人材を養成している。なお、同講座の3つの課程のうち、2つの課程は、文部科学大臣から職業実践力育成プログラム（BP）の認定を受けている。

また、モニュメンタ・ニポニカは、1938年の創刊以来、英文の日本研究学術誌『Monumenta Nipponica』を80年以上にわたり刊行し続けている。『Monumenta Nipponica』の刊行は、キリスト教ヒューマニズムに基づいて「文化の架け橋」たらんとする上智大学の使命を遂行するとともに、海外での日本研究を支援し、世界の多くの国々の社会や文化への理解を日本の中で広げていくこと、また、海外の研究者と日本人の研究者を繋いでいくことで、世界の人々が相互理解を深め、そして、心をつなげて全世界的な共通の課題の解決に向かっていくことに繋がることを目的としている。

3. 地域交流、国際交流事業等

地域社会との連携について、年に2回、千代田区一斉清掃に教職員と学生が共同で参加している。JR四ツ谷駅前やソフィア通り等の四谷キャンパス周辺地域の清掃活動を実施し、ボランティアによる環境美化推進活動を通じた地域貢献を行っている。

また、「千代田区の連携協力に関する基本協定」に基づき、千代田区との連携の一例として、帰宅困難者の避難訓練を実施するほか、千代田区の「区の花さくら再生計画」の一環として「真田濠さくら花数調査」や公開学習センターによるミニセミナーを実施している。このほか、各種町会内イベントへの学生・職員の参加・協力も行っている。

国際交流に関しては、主に各種シンポジウム実施、イベントウィークなどを開催している。例として、国連アカデミック・インパクトの参加大学である本学では、2014年より毎年6月上旬と国連デー（10月24日）前後に「上智大学国連Weeks」を開催しているほか、2017年度より毎年5月に「アフリカ・ウィーク」を開催しており、国際シンポジウムや講演会、写真展、映画上映などさまざまな企画を開催している。これらは広く一般にも公開し、毎回大勢の社会人や高校生が参加している。

附置研究所の取り組みの例としてアジア人材養成研究センターでは「カンボジア人による、カンボジアのための、アンコール・ワット保存修復」を国際奉仕活動の哲学に掲げ、1991年からカンボジアの現場でカリキュラムを組み、29年にわたり現地の人材養成にあたっている。長年の功績が認められ、2017年7月に所長の石澤良昭教授がアジアのノーベル賞と呼ばれる「ラモン・マグサイサイ賞(Ramon Magsaysay Award)」を受賞した。

2015年7月に設立した国際協力人材育成センターでは、国際協力分野を志す在学生の支援を行うとともに、卒業生や国際機関等の学外有識者のネットワーク化を推進している。また、国際公務員や国際協力でのキャリアを目指す学生、一般人に対し、セミナーやキャリアイベント、公開講座（主催：公開学習センター）等を開催している。2016年度からは国際公務員養成コース、同英語コースを開催するとともに、2017年度からは国連本部での

実務型国連集中研修プログラムを開講し、その後の国際キャリア形成に役立てている。

2014年度に文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援（グローバル牽引型）」事業の採択を受け、その取り組みの一つとして海外オフィスを世界9か所に設置している。その中で、東南アジアの拠点としてバンコクに開設している「上智大学 ASEAN ハブセンター」の機能強化を図るため、本学が出資する会社法人「Sophia Global Education and Discovery Co., Ltd. (Sophia G E D)」を2019年4月に設立し、本学学生に限定することなく、スタディーツアーやサービス・ラーニングを中心に、特色のある教育・研修プログラムを提供する予定である。

その他、父母を中心とした学生の保証人や卒業生・修了生との関係構築に努めている。

大学の動向を共有する機会として、父母を中心とした学生の保証人を対象に、全国各地で地域懇談会を開催している。学長、副学長、学部長などが学業、就職、留学等の状況を説明するとともに、教員が保証人の相談にあたるほか、懇親会では教職員や保証人同士の懇親の場として交流を深めており、貴重な意見を聴取する機会となっている。

学生の父母を中心とした団体として上智大学後援会があり、大学の教育事業を財政的に支援すると同時に、父母同士の親睦を図ることを目的として事業を行っている。

また、卒業生による同窓会組織としてソフィア会があり、年に数回、講演会や卒業後の周年行事を共催で開催するほか、ホームカミングデー企画として5月に「オールソフィアンの集い（A S F）」、12月に「オールソフィアンのクリスマス（A S C）」を開催、各地域ソフィア会への出席など、連携強化に努めている。

③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

社会連携・社会貢献活動の点検・評価は、各活動の主管部局の会議体にて実施している。

公開講座に関する報告、点検・評価は公開学習センター長を委員長とするソフィア・コミュニティ・カレッジ連絡協議会を設置し、年2回開催している。また、「グランド・レイアウト 2.1」に基づくアクションプランと紐づける形で、生涯教育検討専門委員会において新たな連携強化策等を検討している。検討の中で、大学に求められる役割や社会人の学びのスタイルも急速に変化していることを受けて、現行の公開学習講座とは別に、産学協働で学びの場を創生するプロジェクトである「プロフェッショナル・スタディーズ」を2020年度より開講する準備に入っている。

国際交流事業に関する報告、点検・評価は、法人に置かれているグローバル化推進担当理事を本部長とするグローバル化推進本部会議及び大学に置かれているグローバル化推進担当副学長を委員長とする学生留学委員会において実施されている。取り組み内容については、年に数回開催している「教学の方針・進捗に係る説明会」にて、グローバル化推進担当副学長から全教職員に対し説明が行われている。また、グローバル化に関する外部評

価として、国内外の有識者で構成された国際アドバイザリーボードを設置している。

その他社会連携・社会貢献に関する取り組みについて、修学に関する事項は学事局を中心に、学生生活に関する事項は学生局を中心に見直すなど各組織で行っている。

基準 10 (1) 大学運営 (大学運営)

①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

<評価の視点>

- 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
- 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

現状説明

1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

2014年度から2023年度までの中長期計画として「グランド・レイアウト 2.0」を策定し、そのアクションプランと単年度の事業計画に基づき取り組みを行ってきた。「グランド・レイアウト 2.0」は、基本理念として、「建学の理念と教育精神の実現」並びに「世界に並び立つ大学の実現」を掲げ、本学の独自性や優位性を高め、国際的評価を得るカトリックの高等教育機関としてさらなる発展を遂げるために7つの重点目標（「建学の理念と教育精神の現代的具現化」「教育・研究の高度化、グローバル化とネットワーク化」「持続的発展と教育研究の基盤の整備・充実」「ブランディングの構築」「選択と集中（スクラップ・アンド・ビルド）」の徹底」「事業計画推進のための組織体制の構築」「すべての構成員の参画）」を掲げており、この重点目標に基づき計画を展開してきた。

分野別計画として「法人の運営基盤に関する全体計画、組織・人事計画、財政計画、施設・整備計画、ICT計画」、「上智大学の教学計画、研究・学術交流計画、学生の学修支援・学生生活支援計画」、「上智大学短期大学部の全体計画、教学計画、学生支援、地域連携」、「上智社会福祉専門学校の全体計画、教学計画、学生支援」、「学校間に跨る生涯学習の将来計画」、「中等教育機関の改革及び将来構想」を定めており、学院ホームページに公開している。その推進体制として理事長を議長とする拡大会議を設け、その下に専門部会として11の検討専門委員会を設けている。各検討専門委員会において検討課題の優先順位及び短・中・長期の区別を明確にしつつ審議・検討を加え、それぞれ具体的な実施計画を立案している。

○ガバナンス検討専門委員会

…上智学院全体の計画及び各検討専門委員会の進捗状況に関する事項

○アカデミック・プラン等検討専門第1委員会

…上智大学の教学計画に関わる事項

○アカデミック・プラン等検討専門第2委員会

…上智大学の研究・学術交流計画に関わる事項

○フィジカル・プラン等検討専門第1委員会

…大学運営基盤の構築と学生の学修支援・学生生活支援計画に関わる事項

○フィジカル・プラン等検討専門第2委員会

…上智学院全体の施設設備及び校地・建設計画に関わる事項

- 人事計画等検討専門委員会
…上智学院全体の教員組織・運営組織及び教職員の人事制度に関わる事項
- 財政計画等検討専門委員会
…上智学院全体の財政計画の策定及び財政基盤の確立に関する事項
- 上智大学短期大学部検討専門委員会
…上智大学短期大学部の改革及び将来構想全般に関わる事項
- 上智社会福祉専門学校検討専門委員会
…上智社会福祉専門学校の改革及び将来構想全般に関わる事項
- 生涯学習検討専門委員会
…上智学院全体の生涯学習の改革及び将来構想に関わる事項
- 中等教育検討専門委員会
…中等教育機関の改革及び将来構想全般に関わる事項

検討専門委員会のうち、中長期的な管理運営の企画についてはガバナンス検討専門委員会、人事計画等検討専門委員会、財政計画等検討専門委員会において推進している。また、大学運営に関する検討専門委員会は、アカデミック・プラン等検討専門第1委員会、アカデミック・プラン等検討専門第2委員会、フィジカル・プラン等検討専門第1委員会、人事計画等検討専門委員会、財政計画等検討専門委員会において推進している。

また、各計画は「アクションプラン」として可視化しており、年間5回開催している拡大会議で進捗を報告している。会議の内容は議事記録として大学ホームページに公開し、学内外に周知している。

2018年には、2019年度からの後半5年を迎えるにあたり「グランド・レイアウト 2.0」の見直しを行い、「グランド・レイアウト 2.1」として改めて公表している。その中で重点計画の一つとして掲げている「大学の教育・研究・学術交流の推進」では、学長が掲げる本学の個性化を図り発展を期するための施策方針である「Sophia20-20-20」の具体化として、主に「次世代社会に対応するための教育再構築」、「グローバルキャンパスの創成」、「入学者の質及び多様性の確保」、「研究力の強化」、「学内外との連携推進」、「優れた研究者の養成」、「社会人教育の推進」に注力していくこととしている。

2. 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

「グランド・レイアウト 2.0」及び「グランド・レイアウト 2.1」のアクションプランは、推進体制の中心である拡大会議で全体的な進捗の報告を行っているほか、具体的な施策の計画や大学固有の課題に関する進捗状況については学長・副学長が全教職員向けに開催している「教学の方針・進捗に係る説明会」で学内に広く発信・共有している。これに加え、年頭式典、予算編成説明会、全学協議会など適宜発信・共有している。また、「グランド・レイアウト 2.0」及び「グランド・レイアウト 2.1」の冊子、予算編成大綱、説明会資料などの配付物で学内に共有しているほか、学院及び大学ホームページ、教職員が閲覧可能な学内掲示板などにも掲載している。

②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

＜評価の視点＞

○適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

○適切な危機管理対策の実施

現状説明

1. 適切な大学運営のための組織の整備

本学では、学校教育法及び大学設置基準その他の法令に基づき、所要の役職者や教授会等の機関を設け、権限と役割を規程上で定めている。また、大学を運営する法人の意思決定の場である理事会への付議事項及び評議員会での意見聴取・報告事項については私立学校法に準拠して「学校法人上智学院寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に定めている。

（1）役職者の選任方法と権限の明示

ア. 学長

学長は「上智大学長の選任に関する規則」に基づき、学長候補者選考委員会において学長候補者を複数名選出し、勤続3年以上の教職員が回答する学長候補者に係る調査の結果を参酌の上、理事会において任命している。「上智大学学則」において「本学を代表し、公務全般を司る」こと、「上智学院職制」において「上智大学を代表し、校務全般を掌理する。各諮問及び審議機関の意見を聞き、大学の発展隆昌を図る政策を実行する」ことが権限役割として定められている。

イ. 副学長

副学長は「上智学院職制」に基づき、学長（次期学長）が選考し、理事会において任命している。「上智大学学則」において「学長を補佐し、命を受けて公務を司る」こと、「上智学院職制」において「上智大学の運営政策の実行に関して、上智大学長の命を受けて上智大学長を補佐し、委任された業務を掌る。上智大学長から委任された業務に応じ、学務、高大連携、学生、総務、グローバル化推進、又は学術研究を担当する」ことが権限役割として定められている。（各副学長の詳細な役割・権限については上智学院職制による）

ウ. 学部長・研究科委員長

学部長・研究科委員長は「上智学院職制」に基づき、学部教授会又は研究科委員会から推薦のあった候補者の中から学長（次期学長）が選任し、任命している。「上智学院職制」

において「全学の方針に基づき学部（研究科）運営に関する校務を掌る」ことが権限役割として定めている。

（２）学長による意思決定及びそれに基づく執行などの整備

本学では、最終意思決定権者である学長が教育研究に関わる事項の意思決定及び執行に際して学内構成員の意見を求めるべく、さまざまな機関（会議体等）を設けている。

ア．学部長会議・大学院委員会

それぞれ「上智大学学則」及び「上智大学大学院学則」に定められ、全ての学部長、研究科委員長のほか、教学組織のセンター長などから構成している。具体的な権限役割についても「上智大学学則」に定められており、教学全般に関わる事項、学長からの諮問事項について意見を述べるものとしている。

イ．教授会

「上智大学学則」に定められており、専任教員（教授、准教授、助教）で構成し、学長が①学生の入学及び卒業（修了）、②学位の授与、③その他学長が定めるもの、を決定するにあたり意見を述べることを、教授会の置かれる組織の教育研究に関する事項について審議すること、学長の求めに応じ意見を述べることを権限役割として定めている。

ウ．研究科委員会

「上智大学大学院学則」に定められており、「大学院担当教員選考基準及び審査手続」を満たす教員で構成し、学長が①学生の入学及び卒業（修了）、②学位の授与、③その他学長が定めるもの、を決定するにあたり意見を述べることを、研究科委員会の置かれる組織の教育研究に関する事項について審議すること、学長の求めに応じ意見を述べることを権限役割として定めている。

（３）学長の意思決定と教授会・研究科委員会の役割に関する明確化

本学では、2016年4月1日施行の学校教育法一部改正の趣旨を踏まえ、「上智大学学則」「上智大学大学院学則」を改正し、学長の最終意思決定権者としての役割を明確にし、学部教授会・研究科委員会は学長の諮問機関としての役割、各学部・研究科における固有の教学事項に関する意思決定を行う機関とした。

（４）大学と法人の権限と責任

学長は、理事として法人の最終意思決定機関である理事会の構成員である。寄附行為の定めるところにより、学長のほかにも大学教員の経歴を持つ学識経験者等が構成員として参画している。理事会のもとには高等教育常務会及び中等教育常務会が設けられ、大学を含む高等教育機関を所掌する高等教育常務会には、常勤理事や学長のほか副学長が構成員となり、「上智学院決裁権限規程」に基づく会議体審議に参画している。このほか、常勤理事による意見交換や事前協議の場として担当理事打合せを理事長の主催のもと行っており、学長と他の常勤理事との意思疎通の場が積極的に設けられ、経営と教学の連携のもと、一

体的な運営がなされている。

2. 適切な危機管理対策の実施（～危機管理体制の整備）

法令遵守事項（コンプライアンス）等に対応するための体制については、各種法令に基づき諸規程を制定し、かつ、法人の業務運営に関する違法、又は法人の諸規程に反する重大な不正・不当な行為の早期発見及び是正を図るため、「上智学院における公益通報に関する規程」を定めている。公益通報は理事長を責任者として定め、責任者の判断と業務遂行を支援する組織として、理事長のもとに公益通報委員会を設置している。

公益通報委員会では、公益通報に関する体制を確立し、公正・公平な職務の遂行を確保するための審議等を行う。また公益通報の受理・調査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、調査等の結果、違法行為等が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者に対し、法人が定める規定に基づき、懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講じる。

危機管理等に対応するための体制については、「上智学院危機管理規程」、「上智学院リスクマネジメント規程」に定めている。危機管理・リスクマネジメントともに理事長を最高責任者とし、責任者の判断と業務遂行を支援する組織としてリスクマネジメント委員会、緊急対策本部を設置している。

リスクマネジメント委員会は、委員長（総務担当理事）、副委員長（委員長が指名する者）、委員若干名をもって構成し、危機発生を未然に防止又は危機発生時の被害を軽減するために法人全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルを推進している。すなわち、法人全体のリスク評価及び重要リスクの選定、取組計画の策定、実施、進捗管理、評価を行っている。同委員会にて審議し、必要に応じて他の会議体等に諮った上で、最高責任者による意思決定を行う。個々の重要リスクについては、それぞれ統括部署を定め対策を進めている。

緊急対策本部は本部長（危機対応責任者＝総務担当理事、又は総務担当理事が指名する者）、副本部長、本部員若干名をもって構成する。危機対応責任者（＝総務担当理事、又は理事長が指名する者）が危機の対処のために必要と判断した場合に、速やかに当該事態に係る本部を設置し、危機への対処の終了をもって解散する。

対処が終了した後、必要に応じて、会議体等に報告を行う。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

<評価の視点>

- 予算執行プロセスの明確性及び透明性
 - ・ 内部統制等
 - ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

現状説明

予算編成は予算編成大綱（2019年度以降は予算編成方針）の策定にはじまり、経理単位責任者が法人の長期計画に基づき、翌年度の当該経理単位の運営に関する重要な事項について執行計画案を作成し、それを踏まえ、企画委員会及び財務委員会の意見を徴した上で、

翌年度の予算編成大綱案を作成し、毎年9月末日までに理事会において決定する。その予算編成大綱に従って、各予算単位にて翌年度予算を立案、財務局経理グループに提出し、形式点検・取りまとめた上で、経理責任者が理事長に予算原案として提出、財務委員会に付議し総合予算原案となり、それを高等教育常務会、中等教育常務会及び理事会に付議して翌年度予算案となる。

予算執行に関する権限・役割、手順については、「上智学院予算規程」に定められ、各予算単位にて会計伝票を起票、予算単位責任者が予算執行状況の確認と当該予算執行の正当性を審査し、経理責任者に提出する。

適正な予算の執行を期するため、予算執行の原則や実務的な手続きをまとめた『予算執行のてびき』を発行し、各予算単位の担当者及び責任者は、この『てびき』により、公正かつ効率的な予算執行を行っている。

④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点>

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

現状説明

事務組織の構成・役割、各事務組織への職員の配置については「上智学院職制」及び「上智学院事務局組織規程」に基づいて行っている。事務組織全体の円滑な運営を実現するための工夫として、局長会議、グループ・センター長会議を経て組織運営に必要な情報共有を図っている。また、大学執行部の管理運営と事務部署の連携を図るために、局長会議、高等教育常務会における審議、報告を通して連携を図っている。

職員の採用については、「上智学院職員採用規程」及び「上智学院職員人事規則」に定められており、「上智学院職員採用規程」第5条に基づいて行っている。昇任については、「上智学院職員役職位任免規程」第2条に定めている。職員に対する業務評価について、「上智学院職員評価規程」及び「目標管理・評価施行細則」に定めており、業務評価を通して、高度化・複雑化する職務に適切に対応できる人材育成を図り、もって上位職務への登用等の処遇改善につなげている。

多様化、専門化する課題に対応するために、「上智学院職員異動配置取扱規程」及び「職員教育研修規程」に基づき、大学運営に関わる専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置等を実施している。

大学運営における教員と職員の協働としては、管理部門においては、拡大会議のもと、教職協働による各検討専門委員会がある。また大学においては、学長のもと、教学系会議体において職員も委員として加わる形で協働している。加えて、教学部門の事務組織には教員役職者を配置しており、教員と職員による運営が日常的に行われている。加えて、学

部研究科には、教育研究を支援する事務組織を配置し、教員による運営を支援する体制としている。

このほか、教職協働・職員協働イノベーション研究を2011年度から実施しており、学際的な研究のみならず、実務の課題解決に資する研究などさまざまな観点からの着想で研究が行われている。

⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

<評価の視点>

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

現状説明

大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、専任職員研修体系に基づきスタッフ・ディベロップメント（SD）を展開している。研修体系は、1. 全職層を対象とした理念教育と職層ごとに必要となるスキル向上を目的とした階層別研修、2. 職員の自主性を重んじた公募型研修及び自己啓発支援、3. 大学運営に関する教員及び職員に求められる資質向上を目的とした啓発型研修で構成されている。

1. については、人事局が主催する新入職員研修、若手層対象研修、管理職研修等に加えて、カトリック学校連合会の「カトリック学校リーダー研修」、リール・カトリック大学研修、大学基準協会の「スタディー・プログラム」、日本能率協会の「大学マネジメント改革総合大会」、日本私立大学連盟研修の5つの学外団体が主催する研修を活用した。また、職員の人的交流及び課題対応能力の向上を目的として新入職員と入職2年目の職員を対象とした研修を立命館大学と共同で実施した。

2. については、職員を対象とするものとして、ASEACCU（東南アジア・東アジアカトリック連盟）職員派遣、IR研修会、インド・サービスマネジメント・プログラム、英語研修（イーラーニング・TOEIC）、イエズス会4校合同研修会、共同識別研修会の6つのSDを実施した。ICTに関わる資質向上を目的として私立大学情報教育協会が主催する公開講座に教員及び職員を派遣している。なお、将来の大学運営を担う次世代人材の育成を目的とした全日本空輸株式会社、学校法人立命館、一般社団法人国際協力推進協会への職員派遣、職員の経営的視点の醸成を目的とした株式会社ソフィア・キャンパス・サポート（上智学院100%出資関連会社）への職員出向を行った。

3. については、全教職員対象とした教学の方針・進捗に係る説明会、海外事故危機管理シミュレーション、ハラスメント防止研修会を実施した。

さらに、トップマネジメントについては、私立大学連盟主催の理事長会議、学長会議、財務・人事担当理事者会議、教学担当理事者会議、監事会議等に参加し、他大学トップマネジメントとの意見交換、最新情報の収集等を積極的に行うことで、本学のガバナンスマネジメントに活かされている。

⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 監査プロセスの適切性
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

事務組織のあり方等を含む大学運営に関する自己点検・評価は、人事委員会及び人事計画等検討専門委員会において実施している。また、学部・学科事務室、研究所等における職員の適正配置のあり方等については、人事委員会、人事計画等検討専門委員会、学部長会議、大学院委員会等で検討し、高等教育常務会、理事会における審議を経ている。

大学運営に関する自己点検・評価については、拡大会議、ガバナンス検討専門委員会、人事計画等検討専門委員会、財政計画等検討専門委員会により、大学運営全般ないしはそれぞれの検討専門委員会所掌の範囲について、検討専門委員会での協議を経て、拡大会議での協議、企画委員会をはじめとする学内会議体での協議により行われている。

2. 学長選任プロセスの見直し

学長の選任は、2016年4月1日施行の学校教育法一部改正の趣旨を踏まえ、2015年度にプロセスを見直した。「上智大学長の選任に関する規則」に定められる新たな選任プロセスは、学長候補者の推薦から始まり、学長候補者選考委員会における学長候補者の選考及び学長候補者に係る調査を経た後に、複数の学長候補者のうちから理事会が1人を任命することをもって行うこととした。2019年には2021年の次期学長選任を迎えるにあたり、この選任プロセスの見直しを実施し、前回2017年の学長選任の際に課題とされた事項の検証を含め、選任プロセスのあり方についての検討を行っている。

3. 監査プロセスの適切性

監査については「学校法人上智学院監事監査規程」、「学校法人上智学院内部監査規程」、「上智学院内部監査の手続等に関する細則」を定め、監事監査、内部監査を行っている。両者とも、監査計画を立案し、計画に基づき監査を実施した後に監査報告書を作成しており、それぞれ理事会において審議がなされている。

監事監査においては、法人の業務が法令、寄附行為に準拠して適法・適正に執行されているかについての監査及び教学に関する監査を行っている。なお、2019年現在、2020年4月1日施行の改正私立学校法を踏まえ、監事の定員や権限、寄附行為に関する見直しを行っている。

内部監査については毎年度テーマを決めて実施しており、2018年度は「業務委託（警備、清掃）」をテーマとした。2015年より、監査室が年に数回『監査室だより』を発行し、内部監査を中心とした監査に関する情報について教職員へ周知している。

また、私立学校振興助成法に基づく会計監査を実施しており、会計監査人、監事、内部

監査人の三者により三様監査のほか、会計監査人と理事長によりディスカッションに監事と内部監査人が同席する等、三者の連携を図っている。

4. 点検・評価結果に基づく改善・向上

前回の自己点検・評価を踏まえて、教学事務部署における窓口時間が変更されたほか、「決裁権限規程」の制定に伴う役員、役職者の権限の明確化等、大学運営の改善・向上のための取り組みがなされている。

また、2018年度内部監査の結果、13号館警備体制の改善についての指摘を受け、2019年度より正式に警備委託契約を締結するなど、改善につながっている。

基準 10 (2) 大学運営 (財務)

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

<評価の視点>

- 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
<私立大学>
- 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

現状説明

本学では、「グランド・レイアウト 2.0」の推進を最重要課題と位置づけており、そのために10年間（2016年度～2025年度）の中長期財政計画を策定した。しかし、当該財政計画は、事業計画の進捗や経済的な環境の変化に対応する必要があるとあり、内容の再検討に着手している。

また、2013年度から、限られた予算で最大の効果を発揮することを目的として管理会計に基づく前年度決算の分析を実施するとともに2017年度から導入した新財務システムにより目的別会計による分析を行い、理事会等で報告している。

財務関係の指標又は目標は、本学独自の指標・目標は設定していないが、日本私立学校振興・共済事業団から出されている経営判断指標をベンチマークとした分析を毎年行い、2018年度はAランク相当に位置することを確認しており、一定の水準を確保している。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

<評価の視点>

- 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
- 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
- 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

現状説明

事業活動収支の繰越収支差額が改善されていること及び貸借対照表の固定資産・流動資産ともに増加していることから、教育研究水準を維持し向上させるための財務基盤は十分に安定しているといえる。

また、授業料収入への依存を避ける観点では、文部科学省その他管掌の補助金及び助成金をはじめ、寄付金や受託研究費、委託研究費などを受け入れている。このほか、徹底したリスク管理に基づく資産運用収入や収益事業収入などもあり、これら学外からの資金は授業料収入を除く30%あまりを占めるに至っており、財源の多様化は図れている。